

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 事 務 局	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8 番 広瀬武雄君の発言を許可します。

広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま小川議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、その 1 番目は、民有空地の環境保全について、2 番目は、本市における伝統工芸を守っていく考え方とその方針について、3 番目は、国体の会場（ボウリング場）の早期周辺整備の考え方等についてという 3 点につきまして質問をさせていただきます。

以下、質問席より質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいま申し上げました 1 番目の質問、民有空地の環境保全につきまして質問をさせていただきます。

初めに、全国的にはございますが、雑草の繁茂やごみの散乱など、空き地の管理が不適正になると景観上の問題が生じるだけでなく、害虫が発生したり、不法投棄を誘発する原因となるなど、住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれがあることは御承知のとおりでございます。

国レベルにおきましても、空き地の適正管理に関する法律は制定されていないということでございまして、1960年代には空き地の適正管理に関する条例を制定して、この問題に対応している地方自治体が相当数あるということでございまして、当瑞穂市につきましてもその例外ではございません。また、瑞穂市の第 1 次総合計画の第 2 節、自然豊かな環境づくりの中で、質の高い居住環境を考えていく上で良好な景観をつくり出すことが重要な課題とうたっております。平成 16 年には、景観三法が施行されておりますが、本市においても、河川や田園風景、あるいは中山道の特徴的な景観要素が豊富にあり、市民のまちへの愛着心をはぐくむためにも、これらを積極的に生かし、良好な景観を創造していくことが求められていることは言うまでもありません。

そこで、それらに関連のある民有空地の環境保全について、本市の条例を見ても、瑞

穂市を清潔で美しいまちにする条例がそれらに該当するものと考えてございます。その中身は、第4条、5条、6条、8条、9条、10条を初めといたしまして、そのほとんどが空き缶やごみの散乱を予防することがその中心となっております。

そこで、私なりに近隣他市町を含めまして、16カ所の市町の条例を打ち出しましていろいろと分析いたしましたところ、まずその表題については、当市と同様に清潔で美しいまちにする条例、また雑草等の除去に関する条例、空き地管理適正化条例等々、ほぼ3種類の表題になっておることがわかりました。

美しいまちづくり条例では、他の市町ではやはり枯れ草、空き地の管理、たばこのポイ捨て、空き家、飼い犬の管理等々が含まれており、雑草等の除去に関する条例では、はっきりと雑草のみの処理に関する条文となっております。空き地の適正化条例は、90%以上が雑草の処理であり、おおよそ10%程度が廃棄物処理等々の予防的な条文が入り込んでいることがわかりました。

そこで、環境水道部長に質問をいたしますが、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例の中には、先ほど紹介させていただいたとおりの条文が入り込んでおるわけですが、私なりに一番ポイントとして本日質問させていただきたいのは、雑草でございます。雑草等の除去に関する条例を独立して策定する、あるいは現在の条例を改定する考えはないか。また、いま一つは、他市町のさまざまな条例の中身を見ますと、その半分以上は罰則規定が設けられておると。場合によっては代執行も行う条文も入り込んでおります。そのような条例に改定するつもりはないかということをお聞きしたいところですが、その答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 順次答弁させます。

弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） おはようございます。

今広瀬武雄議員からの空閑地等の雑草対策について、新しい条例の制定、既存の条例の改正の考えはないかという御質問に対しましてお答えします。

空閑地等の雑草対策については、今、議員が言われたとおり、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例第6条第3項に規定される占有者等の責務、第8条第3項の行政指導、通知により対応しております。具体的には、市民からの苦情により空閑地の現状（地目等が農地の場合は商工農政課が対応して、横のつながりを持っております）を確認を適正な管理が必要であると判断された箇所については、占有者等に対し除草などの適正な管理を促す文書を発送して指導しております。平成22年度におきましては、11月末現在で39件に対して文書の発送を行い、おおむね適正に処理されたと確認しております。

なお、新しい条例の制定、または改正につきましては、市民の権利、義務を制限する行政命

令、代執行を行うことができる規定を盛り込んだ条例が考えられます。議員が申されたとおり、この条例は三重県の名張市、宇治市などで施行されております。

しかし、代執行等の規定を盛り込むことの問題点といたしまして、第一に、代執行を行った場合、土地所有者が費用を支払えない場合には市が負担を背負うことになることから、公費の使途の公平性に欠けるという点が上げられます。また、私有財産である土地に行政が介入することは望ましくないことも上げられると思います。

第2点目といたしましては、条例が整備されたことにより苦情件数がふえることが想定され、その対応に追われることが容易に予測されるものであります。どの空地地にどのような理由により行政代執行を適用するかの明確な基準づけが必要であることが上げられます。

また、罰則規定を盛り込む条例を制定している自治体等、東大阪市などがございますが、罰金等を徴収することが目的ではなく、空き地の適正管理を促すことにより、市の環境保全を行うことが第一目的であることから、空き地の現状が改善されないことには罰則規定を設けても効果がないと考えております。

いずれにいたしましても、この条例の制定は、今申したように全国では行われておりますが、現時点の環境課での対応範囲の状況をかながみますと、行政指導による相手方に注意を喚起することにより規制目的が達成できていることから、代執行及び罰則規定を取り込んだ雑草だけの条例と、また今現在ある条例の改正は今のところ考えておりませんが、社会情勢等の変化等にかながみまして、今後の課題として検討していきたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ただいまの答弁の中で若干気になるところは、現状の中で十分対応できているというようなお話ではなかったかなあというふうに感ずるところでございますが、その他一々取り上げるつもりはございませんが、代執行の問題で費用が払えない場合、払っていただけない場合、市がその負担を背負うこととなり、公費の公平性に欠けるのではないかというような御答弁がございました。私流に申し上げれば、たとえそうであっても、環境が保全されれば公益性がまさりまして、この公平性に欠ける部分は相殺されるものと考えるところでございます。

また、私有財産である土地に行政が介入することは望ましくないというような御答弁もございましたが、確かに住民等の財産権の行使を規制することになることは、部長がおっしゃることは事実でございます。しかしながら、表面的なところはそうであります。最近目にいたしました書物によりますれば、最高裁において、昭和38年に判例が出ておりまして、少なくとも災害防止上の必要がある場合には財産権の行使を条例で規制することは認められているという判例がございます。

また一方、憲法との関係においては、地方自治法の定める普通地方公共団体の事務に関し、公共の福祉のため、当然に受忍すべき財産権行使の内外的制約を、いわゆる行政事務条例をもって定めることも許されると、そういう平成2年に水戸地裁における下級審の判決も出ております。さらに学説上は、災害防止の目的に限らず、条例で財産権の規制ができるとする説が有力でありまして、実際全国的にも環境保護の目的等で条例により財産権の規制がなされていることは周知のとおりでございます。したがって、住民の安全や生活環境などを保全する目的で、空き地の管理者が当然受忍すべき財産権行使の規制を行う条例を制定することは、憲法上、あるいは法律上可能であると判断されるわけでございますので、その辺も加味いただきまして、今後の条例改正並びに改定に御尽力願えればありがたいと、このように思うところでございます。

さらには罰則規定の問題でございますが、実は先ほど来申し上げておりますように、ほとんどの市町では、半分以上が罰則規定を入れ込んでおります。しかし、部長の答弁を聞きますと、空き地の現状が改善されないことには罰則規定を設けてもあまり効果がないんじゃないかというような話でございましたが、改善されることを前提にすればそれでいいわけでありまして、私はあまり改善されないことを前提として実は質問を申し上げておるところでございますが、改善されないからこそ、いわゆる改善される部分もあるかもわかりませんが、こちらの希望する改善がされないこそ罰則規定を設けてほしいと、このように申し上げているところでございまして、その罰則規定によって改善を促すとか、あるいはそれを契機にして改善がなされていく方向性を見つけ出させるというような、非常に罰則規定というのはそういう部分を抱き合わせで理解がいただけるものと考えておりますので、それら条例をもっと強い条例に、いわゆる罰則規定を入れた強い条例に改正していただけないものかということでございます。もちろん、よくよく見てみますと、合併前、旧巢南町、あるいは旧穂積町の条例をいろいろ加味されまして、合併時に現在の条例ができ上がっているというふうには感じておりますが、多分に推測の域は出ませんけれども、いわゆる短期間に合併時に両方のまちの条例を持ち寄ってでき上がったのが現在の条例ではないかなあと。ゆえに相当甘い、緩い条例になっておりますので、何とかその辺のところをきつい条例に切りかえていただくということをぜひ提案していきたいと、このように考えるところでございます。

さて、それ以外に都市整備部長に質問をさせていただきますが、現在、環境水道部長の方の答弁並びに質問は、大体が宅地関係が中心でございました。しかしながら、よくよく見てみますと、いわゆる宅地以外の農地、特に市街化調整区域、あるいは農振地区の農地にも雑草が相当生えていると。先般より、いわゆる休耕田の問題等々が質問にも出ておりましたが、そういうところに雑草が生えたりいろいろしているわけでございますけれども、そういうものに対して適用できる条例を、いわゆる環境水道部と合算して、宇治市あたりはそれを合算した条例を

つくり上げて、両方に適用できるようになっているという条例を目にしておるわけですが、農地法の改正もございましたけれども、その辺のところの所信を答弁いただきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 広瀬議員からの御質問にありました農地の関係ですが、瑞穂市農業委員会におきましては、毎年7月から11月にかけて農地パトロールを集中的に行いまして、耕作者への指導及び指導文書の発送を行い、病虫害の発生等周辺の営農状況に著しい支障が出ないように指導を行っております。21年度では214件、12.5ヘクタールの遊休農地に対して指導を行いました。本年度は241件、15.1ヘクタールの指導を行っております。担当エリアの農業委員さんに確認とか指導をお願いしております。先ほど言われましたように、昨年12月に改正農地法の施行がされておりまして、新たに農地の権利を有する人の責務規定が設けられまして、いろいろな農地法の条文の中で遊休農地に関して指導、それから勧告とか計画書の作成、いろいろなことができるようになりました。その中には、農地利用集積円滑化団体、これは瑞穂市の場合JA岐阜になるわけですが、このことの所有権の移転まで含んだような協議、いろいろなことができるようになりました。その中で、先ほどありましたように、最終的には代執行という形にもなってきます。宇治市の例と、先ほど言われましたように改正農地法前に宅地とか農地をまとめて条例が制定されておりますが、農地法の中で県からの調停とかいろいろな手続があります。こういう手続を農地法の条文の中で行ってこれば、十分対応ができるのではないかなあというふうに考えておりますので、今のところ農地につきましては農地法上の、農地法を含んだ条例の改正ですね、この辺については一度検討はしてみたいと思えますが、現況の法の中で十分対応ができるのではないかと考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 農業委員の皆さんが定期的に回っていただいているという答弁でしたが、確かに農業委員の皆さんにも御尽力願っているところでございますが、いわゆる農業委員の皆様方の定例的な見回りは、いわゆる本当に耕作がなされているかどうか、もっともときちんと耕作するべきではないかというようなところに重点を置いた見回りだと思っております。したがって、それらが付随的に枯れ草の処理にもつながっていくという間接的なことにはなるかもわかりませんが、ぜひとも昨年12月の農地法改正に伴う農業委員の皆さんに対する、いわゆる啓蒙といいますか、その辺のところも含めまして、雑草の処理についても何がしかの対応をいただけるように、法律とかそういうことを抜きにして話し合いの中でいただけるようによろしく御指導といいますか、話し合いとかコミュニケーションを持っていただ

けたらと考えております。

といいますのも、先般、私、消防署長にお目にかかってまいりまして、消防法の問題、あるいは岐阜市の消防条例の問題をどうなっているかということで面談してまいりました。こういう環境水道部とか、あるいは都市整備部あたりの枯れ草に対する管理もさることながら、じゃあ消防署がどのように管理しておってくれるのかという問題点といいますか、疑問点がありましたので面談してきたわけですが、結論から言いますと、あまり頼りになりません。はっきり言って1年に1回、12月に回っていただいているそうなのですが、例えば、枯れ草が田んぼ一帯の中にぼつんぼつんとある場合は、消防署はそれらに対して注意の喚起はいたしません。住宅地に隣接しているところの枯れ草については文書で指導するという回答でございました。担当者と2人会っていただいて、面談してきたわけですが、枯れ草に関しまして、結果的には消防署はあまり頼りにはできないなあという感じを持って帰ってきたわけですが、ぜひともそういう面からすれば、農地法の問題いろいろありますでしょうが、ぜひとも先ほど申しましたように、農業委員の皆さんにも枯れ草の問題に至るまで御協力をいただけるように御指導いただくことをよろしくお願い申し上げますとともに、もう一度最後になりましたが、環境水道部長に、そういうことであれば普通の宅地の、いわゆる特に市街化区域における宅地の雑草等については、枯れ草等については、もう少し強い条例に考えていくというような答弁をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今の御質問なんですが、21年度と22年度、苦情で21年度50件、今22年度で39件と申しましたが、昨年と同じ箇所での22年度の物件は3件ございました。それも現場確認、その後、通知等で草の方は刈っていただいております。それで、先ほども申しましたとおり、この状況等をかんがみながら今後の課題として考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ぜひ今後の課題としてとらえていただけるようお願いしたいと同時に、実はもう一言申しますと、今までに平成20年からずうっと調べてみますと、この問題について議員の皆様方が、私も含めまして4回ぐらい質問をされておるわけですが、しかしながら、執行部側の答弁は、本日の答弁は大変期待が持てる答弁でございましたが、今までの答弁は逃げの答弁に徹していたと。議事録も全部私今手元に持っておりますが、何回読んでも結論が出ていない答弁でございました。答弁というのは便利なものだなあと思いながら読んでいたわけですが、ぜひともその辺を含めまして、今まで何回も議員が質問しているわけですので、ぜひひとつ私の今質問いたしましたことを達成いただけるように、ぜひこの

質問はこれで、もう次の議員がしなくてもいいように、よろしく願いを重ねてしておくわけでございます。

以上でこの質問は終わりました、次の質問に移らせていただきます。

2番目は、瑞穂市における伝統工芸を守っていく考え方と、その方針についてでございます。

現在、瑞穂市では63の史跡、建物、彫刻、天然記念物等々の指定文化財等が指定されておりまして、そのうち別府十一面観音菩薩像と只越の藤九郎銀杏等4文化財が県の指定文化財として瑞穂市が保存あるいは管理されていることは一部の方しか御承知ではないかもわかりませんが、そういうふうになっているようでございます。

そこで、通告しておきました竹箴を市の伝統工芸として認め、何らかの方法で守り通し、その技術等を後世に伝えていく手段、考え方について、その所信を伺いたいわけですが、少し竹箴について述べますと、当市の祖父江地区において約150年ほど前からその製造が始まったようでございます。古くはその名を全国に知られまして、絹織物には絶対欠かすことのできない貴重なものとされてまいりました。材料は、山間部で生育いたしましたかたい材質の竹を選び製造されるものでございまして、熊本県の阿蘇地方から送られてきた竹の材料を今もなお一枚一枚丹念に縦二つ割りにして粗挽きし、竹の幅を決めて2番挽きし、竹の表皮をはいで薄い竹べらをつくり、さらに中挽きして、最後に上挽きして仕上げるという段取りになっているものでございまして、計7回の工程を経まして竹箴ができ上げるというものでございます。これら製造技術を最初に伝えたのは、地元祖父江の有力者である栗山拓治郎という人物だそうございまして、地元にもその記念碑が建立されておることは一部の方は御存じかも知れませんが、一度また機会があったら見ていただくとよろしいかと思っております。

また、明治の初期ごろには織物の盛んな関東の足利、あるいは北陸の福井、九州の久留米、四国の愛媛と、各地方へその販路を拡大いたしまして、第1次世界大戦が終わった大正7年、あるいは8年ごろは非常な勢いで需要が増大いたしまして、最も隆盛をきわめたのは事実でございます。祖父江竹箴は全国にその名を知られまして、昭和20年代には外国に向けた輸出も急激に増加し、全国の生産の約80%を占めるまでになったとのことでございます。一人前の技術者になるには10年ぐらいの年期がいるそうでございますが、現在の社会情勢の中ではこの伝統技術を受け継ぐ若い後継者は少なく、むしろ全くないと言った方がいいかも知れません。そういう中にありまして、現状、平成15年7月に結成されました日本竹箴技術保存研究会なるものができ上がりまして、その技術継承に目的を置きまして、その活動がなされております。現在、それら研修は月2回ほど、生津地区の某所において行われているようでございます。会員も正会員37名、特別会員4名、準会員8人、賛助会員18人となっております。独立行政法人日本芸術文化振興会から何がしかの補助金もいただかれながら、毎年それらも支給されながら、その研究会が継続されているということでございます。そのように一部の皆様方がこの技術を

将来にも継承していくために、守り通していただいた研究会をつくっていただいているところでございますが、冒頭に申し上げましたように、これらを当市の文化財、あるいは伝統工芸として守っていく考え方についての所信を教育次長にお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員御質問の竹箴につきましては、大変恥ずかしい話ですが、これまで聞いたこともなく、この一般質問をいただいて初めて知ることができ、勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

若干説明をさせていただきますと、この竹箴とは機織りをするときによこ糸は通していただきますが、たて糸が通ってくるときに前にありますくし状のもの、竹でつくった箴を竹箴と申します。たて糸が絡まないようにくし状の目の中を通ってくる、このある部品のことです。これが竹でつくってやったということで、現在竹箴が廃ってきたのは、金箴といったのにかわってきたと。機織り自体も少なくなったけれども、機械織り、金箴になってきたということで衰退してきたということでございます。

議員御質問のこの伝統文化を守っていくための瑞穂市の今後の方策についてでございますが、御承知のとおり、今日の瑞穂市は、幾多の水との闘いの歴史の中であって、それらの困難を先人の英知と努力によって乗り越えてきた誇るべき歴史の上に成り立っております。その歴史の中で竹箴と同様に密着した家内工業として発展した柳行李に代表される杞柳製品や、技術工芸品として県の重要文化財に指定されている別府細工がこの地で生まれてきました。こうした先人が創造し、蓄積してきた地域文化の伝承が途絶えつつあるということは、住民相互の連帯感や郷土意識の希薄化が進む中にあり、これは言いかえれば市民として瑞穂市に住む住民自身が地域に魅力を感じたり、関心を向けたりすることが少なくなっているということが言えるのではないのでしょうか。そんなことが危惧されることがある中で、市民憲章にもあります瑞穂市が目指すところの人づくり、まちづくりを推進するために、地域文化を形成する伝統や習慣等を大切に保全し、承継し、活用していくことが大切であると考えております。

その一つとして竹箴、杞柳製品、別府細工に代表される地域に伝承されてきた伝統文化を改めて評価し、価値づけ、地域の魅力を再確認することは極めて重要であると思います。

これまでも市として瑞穂市の歴史や文化、伝統の保護に努めてまいりましたが、さらに次の点を改めて具体的な方針として進めていきたいと考えております。

その一つとして、竹箴、別府細工、杞柳製品を市で購入して、保存、保護に努めていくということでございます。

2点目として、伝統文化の保存、承継のために活動している個人あるいは団体と連携して、積極的に情報の交流、資料の収集を図りながら、その活動を支援していきたいということでございます。

3点目として、市の公共の場で、例えば市民センターとか図書館ですが、そういった公共の場を活用した展示化等を企画して市民へのPRを図っていきたいということでございます。

以上を当面の課題として文化財保護審議会等で協議し、取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、最近の新聞によりますと、遠いところでは難波の南海ビル、それから近いところでは大垣市の三輪酒造、あるいは池田町の八幡古墳の出土品とか、無形文化財では関市のどうじゃこうとかいうようなものが県の重要文化財に指定されたり、あるいは申請されたり、さまざまな動きがあるやに新聞で知ることができるわけでございますが、当瑞穂市におきましても、新たに今のような伝統工芸的なものを指定していただくと同時に、さらなる我々に気づかない文化財の発掘に専心努力いただくことを期待するものでございます。

なお、この項目の最後になりましたが、さらにこれも新聞で知ったわけでございますが、当瑞穂市の田之上の千躰寺に保存されております市の指定文化財の仏像が盗まれたという記事が載ってありました。「文化財指定の仏像2体盗難」というタイトルでございますが、このようにせっかく文化財として指定された大切なものが盗まれてしまうというようなことでは、やはり今御答弁いただいたようなことも含めまして、今後の対策が必要ではないかと。どのようにこの大切な文化財を盗まれないように体制づくりをされていかれるのか、いま一度短く御答弁をいただけたらと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 田之上にあります千躰仏2体盗まれたということで新聞報道もされましたが、全国的にこういった仏像が盗難に遭っているというのが事実でございます。そして、こうしたことを防ぐためにどうしたらいいかということでございますが、こういった指定されている文化財につきましては、ほとんどが個人の所有物が多いわけです。この千躰仏にしましてもそうです。それで、管理は私どもとしては個人の方に管理をしていただいている。市で管理しているというわけではございません。その管理料として年間わずかですがお支払いしているわけなんです、市としての管理じゃなしに個人としての管理、ですから個人で責任を持っていただくということになるかと思っております。この千躰仏をとられたときにも、所有者の皆さんにこういった事件がありました、十分管理に注意してくださいということで御案内をさせていただきましたが、そういった状況であるということで御認識いただきたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 文化財が個人の所有物であるというところにつきましては、確かに個人に任せていくよりしょうがないと思うんですが、63ある中で、個人の所有物でない、63といいましてもギンナンの木とか、藤九郎銀杏とか、そういうものはそこに生えているということで管理ができそうでできない、今私が言う盗難の管理の問題には対応ができないものでございますが、建物の中に保存されている、例えば、先ほども申しました県の指定文化財であります別府観音像とか、そういうものなどは個人のものではないと思うんですが、そういうものが盗まれないようにする対策、そういうものがこうなりますと必要になってくるのではないかなあという感じがいたしましたので、今そういう質問をさせていただいたわけでございますが、いずれにいたしましても、次なる文化財の盗難が発生しないように、教育委員会の方としましてもぜひともひとつ対策を講じていただくことをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

国体の会場、御承知のとおりボウリング場でございますが、その周辺の早期整備の考え方につきまして質問をさせていただきます。

今から約45年前の昭和40年、第20回国民体育大会が岐阜県で開催されまして、開催されると決定されて以来、そのころの各県内の各市町村は何らかの競技大会を開き、長く岐阜国体を記念し残したいという気持ちを抱きながら、競技会場の誘致に一生懸命努めたという過去の歴史がございます。

本巣郡内でも何らかの協議を引き受けることを郡の町村会の、いわゆる会長会議で決定されたわけでございまして、当時は何か糸貫の方に相撲かなんかを持っていくというようなことがあったそうでございますが、結果的には当時の穂積町に高校女子バレーボール競技大会の会場として国体の会場が決定されたという経緯がございます。もちろんそこに至るまでには、郡内において相当な曲折を経たそうでございますが、当時、どうしても財政的な余裕のあるのは郡内でも旧穂積町だけだったということで、穂積町が単独で競技大会の会場を受け持つことになったようでございます。もちろんそのほかの郡内の各町村は、物心両面にわたりまして、でき得る限りの援助を惜しまないということで、穂積町がそれを条件に引き受けたそうでございます。当時は、天皇・皇后両陛下がおいでになるというようなこともございまして、今回とは若干異なるかもわかりませんが、穂積中学校の運動場を併用いたしましてバレーボール大会の会場とするということで、隣接地の南側一帯の水田を買収しまして、会場の施設を建設したという経緯がございます。その坪数といいますが、広さは約、昭和38年でございますが7,000平米と言われておりますが、ちょっと広過ぎるかなあと思っておるんですが、そのような広大な用地の買収を終えまして、年度末にはバレーコートが完了したと。

一方、道路の改良につきましても、新設道路あるいは改良、あるいは環境衛生の徹底等が着々となされまして、大会開催への諸準備が進められたというふうに伺っております。

また、天皇・皇后両陛下の話はしましたが、天皇・皇后両陛下もおいでになるということで、現在のこの庁舎が新しく建てられることになったということで、当時といたしましては、県内でも大変立派な庁舎として目を見張るような庁舎だったそうでございます。したがって、中学校までの道路なども拡幅して、いわゆるこの国体を境にしてこの旧穂積町は相当な面目を一新しまして、国体を契機に発展していったというふうに書物に書かれております。

しかるに、今回は40年国体とは若干異なるにしましても、ボウリング場は民間の施設でございます。民間の施設としてボウリング会場として引き受けていただいたわけでございますが、選手を初めとして関係者が応援に来ていただく、あるいはさまざまな皆様方が出入りされるという面の利便性はもちろんのこと、瑞穂市のイメージアップをするには絶好のチャンスではないかと思うわけでございますが、それらを念頭に置きましてその会場の周辺の整備、その辺に着手されるにはどのような考え方をお持ちになっておられるのか、その辺のところの所信を伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の国体に向けての会場周辺の道路整備につきましては、御指摘のようにボウリング会場となります岐阜グランドボウル周辺の道路につきましては、まだ狭い道路もございまして。特に選手や大会関係者をお迎えするボウリング場前の道路についてはかなり年数もたっておりますので、劣化も始まっております。こういうところについては早急に道路舗装をやり直したりしたいと思っておりますし、今年度は、ちょうど21号線周辺道路ですが、21号線の北側の道路、中原地区ですが、こちらの道路の6メートルの道路に拡幅の計画を持っております。これは1月に立ち会いを行って、用地買収を行い、来年度に整備をしたいと思っておりますし、ちょうど南側、今議員御指摘の東西道路につきましても、地域の皆様の御協力、地権者の御理解をいただいて、できるだけ大会に間に合うように道路拡幅等の周辺整備をしていきたいというふうに考えておりますので、御協力の方をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁は、とりあえずはボウリング場の北側の道路、それから中原の道路などが具体的に出まして、できればボウリング場の南側の道路もというお話でございましたが、ぜひともボウリング場の南側の道路、あるいは南北道路等々も含めまして、あるいは水路の整備等も含めまして、きれいな会場というイメージを与えていただけるようなひとつ整備をお願いいたしたいと思ひます。

先日も岐阜グランドボウルの社長と面談する機会がございました。社長は、私のところのボウリング場を国体の会場として御指定いただいているので、会場づくりには一生懸命やらせていただくけれども、この周辺整備については、行政も一緒になって国体の成功に向けてよろしく尽力してほしいというお話がございました。

今、都市整備部長の答弁で十分かとは思いますが、最後に、この件につきまして市長からも一言考え方を伺えればありがたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員から、2012年、平成24年のぎふ清流国体の関連で、我が瑞穂市はボウリング会場という関係で、その周辺の整備のことにつきまして御質問いただいています。そのことにおきまして、先ほど整備部長の方から答弁をさせていただきました。御案内のように1965年、昭和40年だからちょうど47年、ちょうど47都道府県で一周したというところでのぎふ清流国体でございます。そのための関係でございますが、ここのボウリング場のあるところは瑞穂市の中心部でございます。本来でございますら既に整備がされておるべきところだと思っておるところが、こういう状況でございます。何が何でもこのボウリング国体に合わせた整備を、お答えさせていただきましたように、しっかりと北側、南側を含めまして整備をさせていただきたいという気持ちでございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 大変ありがとうございました。

国体の成功を心から祈念すると同時に、私どもも一緒になって成功のために協力していきたいと思っております。

以上をもちまして、通告どおりの質問は終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬武雄君の質問を終わります。

次に、10番 広瀬捨男君の発言を許可します。

広瀬捨男君。

10 番（広瀬捨男君） 議席番号10番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、平成23年度予算編成について、狭隘道路拡幅整備について、有害鳥獣被害対策について、シルバー人材センターの充実についての4点について執行部の意見をただしたいと思います。以下、質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

第1点目に、平成23年度予算編成についてお尋ねをします。

初めに、平成23年度市民税及び固定資産税の歳入の動向についていかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問をいただきました23年度の税の動向ということで少し述べさせていただきます。

現在、政府税制調査会におきまして平成23年度の税制改正が調整されまして、あす大綱が閣議決定されるというような情報を得ておりますが、その影響を盛り込むことはできませんので、現行制度での試算ということで述べさせていただきます。

まず市民税でございますが、その中で個人ですね。岐阜県の毎月勤労統計調査の動向から、平成22年中の賃金は対前年比プラスに推移するものと思われておりますが、雇用情勢につきましては、対前年比マイナスの状況が続いていることから、賃金の上昇を雇用の悪化で打ち消すことになりまして、概算ではございますが、平成22年度決算見込み、23億8,400万円と同程度と見込んでおります。

次に、市民税の法人税につきましては、内閣府発表の11月の月例経済報告によりますと、景気につきましてはこのところ足踏み状態にあると発表されております。

当市においてそれを照らし合わせてみますと、企業収益の目安である法人税割りの増収は一部企業からは増額というふうに見られまして、今回増額補正をさせていただいておるところでございますが、大部分の企業は横ばい傾向にあるというふうに思います。いまだ本格的な景気回復に至っていない状況でありますことから、概算ではございますが、平成22年度決算3億2,000万と見込んでおりますが、同額程度でというふうな考えを持っております。

次に御質問の固定資産税ですが、平成23年度は平成22年度と同様に評価がえの中間年ということで、価格には据え置きをさせていただいて、それが適用されている年度となります。その中で土地につきましては、価格の下げどまりも見られますが、全体では前年と同様に価格の下落がまだ若干ではございますが続けております。その中で下落修正を行った価格により税額が算定されます。さらに現段階では、大型の宅地開発等の想定もされないために、土地の税収は減少傾向になるのではないかと見込んでおります。

次に、家屋の関係でございますが、きのうも御質問があつて都市整備部長が答弁しておりましたが、平成22年度では新築家屋が372軒、21年度では307軒と減少傾向にございます。このようなことから新築家屋の着工件数は伸び悩んでいることが当然明らかではございますが、これにつきましても増は見込めませんが、大幅な増に至るものではないと判断しております。

次に、償却資産でございますが、経済見通しが不透明な状況が依然として続いていることから、新規の設備投資が見込めない状況が予測されまして、これにつきましても毎年の資産の減価による税の減額が見込まれます。

これをすべて合わせますと、固定資産税につきましては、概算で平成22年度決算見込み額31億円と見込んでおりますが、同程度で組めないかなあというふうに考えております。いずれにしましても、税全体で見ますと非常に厳しい状況には変わりはありませんが、今後、税制改正、地方財政計画、また固定資産の評価、法人の決算等の実績を見ながら予算編成を行いたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ほとんどが今年度の決算見込みということで、税制の方がまだはっきりしていないということなんですけれども、そこで一つお尋ねするんですが、土地自体は下落傾向だと思っておりますが、市街化区域の農地についてはどのようなふうになるかちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 一般市街化区域農地ということで、これは若干伸びる傾向にありますが、算定の方法としましては、これは評価額の3分の1を限度とする課税標準法が採用されております。その中で、課税標準とというか負担水準といひますが、課税標準額を評価額で割った率ですね、負担水準が7割以下ですと1.1倍、前年課税の1.1倍、1割ずつ伸びていくよという状況が依然続いておったんですが、かなりその水準が価格の3分の1に近づいてくるということで、評価が下がっていることもありますけれども、かなり近づいてきました。それで伸び率が、1.1から1.075、1.05、1.025、それから1というふうになりますので、今現在でいきますと、ちょっと詳細を持っておりませんが、農地の中で田んぼですと大体75%ぐらいが1.025か1.05という伸びを示していると。当初の賦課の状況のやつを今ちょっと見てみますとそういう状況になっております。

金額的に申しますと、田畑、両方市街化区域農地すべてですが、21年度から22年度で上昇した税額としては1,000万を切るという状況。その伸びから見ましても、1倍ずつ、1.1には10%ずつ伸びておるといふ状況には今現在はなっていないというふうに判断しておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） もう1点、平成22年度の住民税改正、先ほど言われたものがあるんですか。それに大体予想されると言っても難しいかと思うんですけれども、その影響についてはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 22年度の税制改正は既に決定されていることでご

ございますけど、特に大きいのは、扶養控除の廃止という件があるかと思えます。16歳未満の方の年少扶養ですね。扶養控除、住民税でいきますと33万円になりますが、これが廃止。これは児童手当の交付等の関連かと思えます。さらに特定扶養で16歳から18歳の方の上乗せ分の分が廃止になる。上乗せ分は12万円だったと思えますが、それが廃止になる。こういうのは高校の授業料無料化に伴う部分の措置ということになりますが、所得税におきましては23年を対象になりますので、住民税は24年度の対応になりますので、これにとっても増収は見込めることになろうかと思えますが、ちょっと固定資産税の評価がえの年になりますので、家屋の減価等がすごく大きくなります。それで打ち消すことになって、大幅な増額にはならないのかなあというふうな思いはしておりますが、さらに23年度の税制改正がどのように影響してくるかということまではちょっとまだ見込めない状況でございますので、22年の改正につきましても24年度に影響があるというふうで御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

次に、マニフェスト、いわゆる政策公約の中で平成23年度、具体的に実行される事案についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

マニフェストの中で23年度に実行される事業はあるのかというお尋ねでございますが、議員も御承知のように、マニフェストの件については公職選挙法の改正により、平成19年の統一地方選挙から、首長選挙においてローカルマニフェストということでビラの配布が認められたわけでございますが、したがって、そのマニフェストを実施することは我々事務方の任務でございます。行政施策として実施しておるものでございます。

このマニフェストは、瑞穂市を夢のある市へとするため、まちづくりは人づくりを基本理念として、5本の柱を立てて、さまざまな施策が掲げてございますが、このマニフェストについては、市長自身で語ってみられますように、瑞穂市第1次総合計画にも掲げてある事業を中心に作成されておりまして、その実施期日、順序を明確にしたものとのことでございますので、私ども事務方もそれを検証、確認しているところでございます。したがって、来年度も総合計画に沿って事業が執行されていくものと考えておるところでございますが、ただ、来年度の新年の当初予算は骨格予算とするということもございまして、政策的なものは当初には計上しない予定でございます。経常経費、つまりは人件費とか最低限必要なものに重点を置いた予算編成とするよう、維持補修費とか道路維持補修費とかいった本当必要最小限度のものにするつもりでございますので、今、議員御指摘の政策的意味合いのものについては、先般、事業ヒアリ

ングを実施しまして、概略的な事業内容やその規模は把握しておりまして、昨日の松野藤四郎議員の御質問にもお答えをさせていただいたところでございますが、1億円を超える事業だけでも平成23年度に要望されてきた事業は、総額40億円を下らないというような考えであるわけでございますが、そういったものをすべてできるわけございませんので、今後は一つ一つ事業の重要度、優先度の見きわめを行いまして、しかるべき機会をとらえて補正予算に計上することになるとは考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ちょっとお尋ねするんですが、マニフェストの中の のところで、排水機の整備についてお尋ねしますが、五六西部の排水機整備については になって、現在、国・県へ促進要望中とあるんですが、御存じのようにこれは起証田川から天王川へということで設置されているものですが、起証田川自体が一級河川ですので、当然、今、市の管理とはなっているんですけども、将来的には進捗状況に書いてありますけれども、国の管理が好ましいと思うんで、その辺のところをちょっとお聞かせ願います。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） おはようございます。

お答えいたします。

先ほどの牛牧排水場の関係でございますけれども、現在、国交省さん、それと県の土木の方で会合を行っております。最近ですと、平成22年8月20日でございますけれども、このときにこの排水機場に関する意見交換を行いまして、今後どうしていきましょうというのをしております。まだこの段階では概略のところだけしか決まりませんでしたけれども、今後、また今年度内にもう一度会合を持ちたいというようなことになっておりますので、その中で今後の方針を定めていきたいというふうに思っています。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

今その交渉というか、話し合いをするという理解でよろしいですね。

それから、一応市単独だと思いますが、市管理ということで、花塚排水機と別府排水機なんですけど、花塚排水機は排水量は2.4立方メートル/秒ということと、それで別府排水機はちょっと小さくて1.37立方メートル/秒ということですが、いずれも昭和34年に建設されて、約51年になると思いますが、これは当然幹線排水から五六川、花塚、別府の場合は幹線排水から天

王川ということですので、当然いろんな補助はいただけるんですが、市で管理ということですが、花塚の排水機はこれに書いてあるように、今手がけておっていただけるんですけども、予算の都合もいろいろあると思うが、別府排水機についてはどんなような、予定があったら教えてください。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の花塚と別府排水機につきまして、花塚につきましては来年度着手に向けて今検討しているところでございます。別府につきましては、花塚が完了以降五十有余年たっておりますので、開始をしていきたいというふうに考えております。時期は未定ですけども、既に花塚、別府、五六と一緒に概要につきましては検討にかかっております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今部長の方から花塚の次であるけれども、いろいろと検討中だということですので、御承知のように水田はこの当時から思うと50%以下に減っておりますので、それと今のゲリラ豪雨というか、短時間に部分的に降るということで、大きい排水機をつけているんですけども、それもいわゆる農業用のものですので、都市下水を吐くというような能力もないと思いますので、できるだけ早く、今計画中だということですが、よろしく願いしたいと思います。

それでは第2点目として、狹隘道路拡幅整備についてお尋ねをいたします。

私たちの生活に密着した生活道路は、人や車を安全に通行するだけでなく、災害時には消防車や救急車などが迅速に移動したり、火災の延焼の防止、災害時の避難など、防災上も重要な役割を担っておるわけでございます。しかし、これらの働きを十分果たすことができない4メートル未満の狹隘道路が多くあります。安全で良好な住環境の確保や、災害に強いまちづくりを進めるため、建築主などの協力のもとに狹隘道路の後退用地を確保し、拡幅整備する市が増加してきております。市はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問のありました狹隘道路につきましては、市では建築に伴いまして開発事業の計画、協議によりまして事前協議等を実施しまして、計画道路のある場合については、計画に沿った道路の後退用地の先行取得等を行っております。その中で、市内では4メートル未満の道路につきましては、市全体の4分の1、約116キロあるわけですが、建築基準法により道路中心から4メートルの道路後退が必要な場合には、その後退部分の用地は地権者からの寄附採納があれば、市が寄附を受けることになっております。市では、その所有権移転のみ費用の負担をして、その他の費用は地権者の皆様方に御負担いただいております。

先ほど議員言われましたように、県内でも岐阜市、可児市、多治見市、本巣市では狭隘道路の整備要綱を制定しているところもありますが、瑞穂市のような同様な取り扱いしているところがまだ今大半でございます。各市とも同様に財政的な問題もあり、さまざまな対応がとられております。開発建築が発生したところから路線的に拡幅されることなく、すべてに対応していくには市単独事業で行わざるを得ません。今のところ財政的に難しいとは考えますが、土地所有者に多くの負担を強いることになっているのも現実にあります。さきに申しましたように、他の市町の状況も変化しつつありますので、よく検討して対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今ちょっと言っていた確認なんですけれども、狭隘道路で建築のときの市道で中心から2メートル下がるということで、その場合に移転登記の費用負担だけと書いてあるんですが、これは測量、分筆とかそういうことはどうなんでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません、先ほどの答弁の中で道路中心から4メートルと申しましたので、2メートルでございますので、訂正させていただきます。

それと、今現在は所有権移転登記だけなんです。確定測量とか、分筆費用、その他については全部地権者の方で、寄附採納という形をとっておりますので、お願いしているのが実情です。他の市町、先ほど言われましたような市町においても、確定測量については各地権者がやってみるところもございますし、一部補助しているところもございますし、場所によってはすべてやっているところもございますので、地域についてはいろいろばらついておりますので、この辺についてもよく検討して対応していきたい。要綱をつくるに際してはそういうことも考えないかなあと思っておりますので、そういうことも含めて検討していきたいという考えです。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 部長は御存じだけど、ちょっと冷たい行政やと思うんです、正直言います。いわゆる御承知のように、今、国で狭隘道路整備事業ということで、あらゆるものに対して55%ぐらい見てくれるわけですね。ここで、一番近いところで具体的にやろうとしているのが愛知県の弥富市ですけども、あれは全市23年度から始めるということで、大々的にやる予定のようですけども、議長もひょっとして聞いてみえるかもわかりませんが、全部、みんなに要望も聞いて、何か相当多く、ほとんどのところがやれるようですが、そうすると土地代から分筆、確定から登記全部丸めたものの大体55%、見てくれんのも一部あるが、原

則的には、ちょっと聞いてみたんですけど、ほとんどを対象にして55%補助ということですから、集中してここからここまでという地域を定めてやれば非常に得だと思えます。

先ほど部長も、いろんなところを読んで検討しているんで、経済的な観念が非常に強いようですので、御承知のように測量確定ですか、分筆自体が高いついておりますので、一戸でやろうと思うと、今のことでやはりやってもらいたいと思えます。

今、インターネットでは幾らでも出るとは思いますけど、京都なんかは物すごくいろんな面で狭隘道路、本当に木の太さどんだけ移転はどんだけやと、すばらしいことをやっておるんです。地価も違いますので、何々が50万まで、何々は50万までというふうで、非常に大きい数字が出ているんですけども、そういう点でやはり、それは京都のまねをするということじゃございませんけれども、少なくとも本巢市でもそんなことはなく、もう少し進んでいるかと思えますので。

ちょっと一例は御存じだと思いますけれども、先ほど言っておりました弥富市なんかは、土地は無償提供ということですが、奨励金ということで、大体贈与税の路線価から出した価格の3分の1で非常に少ないんですけども、出す要綱ができています。そして、提供する土地のところに塀とかブロックだとかあった場合は、1申請につき10万円を限度にして出すとか、それから水道メーターだとか、それから下水管の公共ますですか、そういうところの場合も10万円を限度として出るとか、部長は御存じだと思いますけど、そういう点がございまして、ぜひ狭隘道路の整備事業ということについては、国の補助を取らんところも一部あるんですけども、私はできたら地域指定して国の補助を取っていただいた方が円滑にむしろいくんじゃないかと思えますけれども、今冒頭にちょっと前向きに検討するというのを言われましたので、例えば来年度ということではいけないか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 国の方で今狭隘道路の整備事業というのを実施しております。平成21年から25年までの期間限定で行っておりますが、これも政権交代の関係で社会資本一括交付金という形に移行をどうもしてくるようです。それから、この事業のちょっと先が見えませんが、

それと、今議員御質問の、特に狭隘道路につきましては、市の方でも地元で計画を立てられた道路については通常の用地買収という形で事業を進めておりますし、この場合、狭隘道路は、特に建築確認の関係で個々に下がっていただいた部分についてどう対応していくということは、瑞穂市だけではなく、先般も県内の建設課長会議というものがございまして、ここでも議題になっております。各市町の状況等もすべて調査しました。先ほど言いましたところ、岐阜市とか可児市とか、そういうところは既に進んでおります。これについても議員御承知のように、

いろいろ方策があります。30万を限度にするとか、払っているところは、弥富が土地代の助成という形でやっておりますが、ほとんどが寄附とか、あとは無償の使用貸借とかいろんな方法をとっておりますので、この辺はまだ県内でもばらばらですので、先ほど申しましたようによく検討して、緊急車両や何かが通れないのも事実ですので、その辺も含めて十分検討して、なるべく早い時期にとってもまだばらつきますが、検討は進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 上部機関にもちょっと聞いてみたんですけど、瑞穂市が出すよということなら前向きに検討するというようなことも承っておりますので、やはり先ほどのように決められた中心から2メートル下がるんだから、今やってみえる方法でね。登記だけということについてはいかにも冷た過ぎると思ひますので、例えば本巢市が国の補助はなしということで、ここは岐阜都計からちょっと離れて今度新しく変わったようですけども、それでもやはり測量とか、確定測量から何かきちっとやりますし、それから後退用地のいろんな対象物件なんかでもかかった2分の1で30万円まで払うというようなことがありますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

それでは第3点目に、有害鳥獣被害対策についてお伺ひします。

この件については、昨日松野議員からも質問がございましたが、近年、河川沿いの水田、畑を中心にヌートリアの被害が非常に多くなりました。ヌートリアは、御存じのように本当に1年に五、六回お産をして五、六匹かそこら生まれるそうですので、本当にネズミ算式にふえてくるような気がします。そしてまたジャンボタニシの被害も今までは一部地域だったと思ひたんですが、昨年ごろから本当に急にふえて、市内全域に広がっていると言ってもいいと思ひますが、非常に広い範囲で広がっておりまして、大変皆苦慮されておるわけです。それからまた、果樹園でもカラスだとかスズメ等による被害も激しくなり、ひっくるめてこういう有害鳥獣の被害対策を主として農家個々に取り組んでおるのが現状だと思ひます。その場合は限界があって、本当に苦勞されておりますので、何とかその辺の指導をいろいろ、個々には農事改良組合を通じて回覧もいただいて指導を受けておるんですが、一斉にやるということが非常にいいかと思ひますので、その辺についての今後の対策を含めて、そしてまた捕獲実績等がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の有害鳥獣駆除につきましてですが、平成21年度の有害鳥獣捕獲の実績につきましては、カラスが148羽、ヌートリアが208頭、スズメについては2,000羽程度ということでございます。平成22年度、現在までですが、カラスについては87羽、

それからヌートリアは115頭、スズメは既に終わっていますが2,000羽ということでございます。それと、本年度から県の方でも、1級河川がございますので、ヌートリアの捕獲をやっていただいております。8月20日から9月8日までに22頭、それから11月5日から15日までに50ということで、72頭の捕獲を、これは緊急雇用対策という形で県の方にもお願いをしております。そんな形で市内も22年度、23年度についても引き続き捕獲等を実施していきたいと思っておりますし、昨日の松野藤四郎議員の質問にもございましたように、ジャンボタニシにつきましては市内全域に広がっております。それで23年度につきましては農地・水・環境保全、こういう事業を使ったり、緊急雇用対策を使ったりして市内全域の調査、それにあわせて捕獲等も行っていきたいと思っておりますし、地域で一部そういうジャンボタニシを捕獲作業を行っていただいておりますので、農事改良組合等もお願いをして、一斉に捕獲作業ができれば一番いいかなあと思っておりますので、そういう方向でも協力をお願いしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確認ですけど、改良組合も、県の方とか、いろんな河川の関係もあれでやってもらえて、市もやってもらえるとということですが、一斉に1回か2回ぐらいできたらと今言われたんですけど、回覧でも回して箇所指定してやってもらうといいかと思うんで、よろしく申し上げます。

最後に、シルバー人材センターの充実についてお伺いをいたします。

昨日、棚橋議員からも質問がありましたが、少子・高齢化の急速な進行で労働人口の減少が見込まれておるわけでございます。

シルバー人材センターは自主独立の組織でございますが、一方、老人福祉法第3条第2項には、老人はその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとするところとあるわけでございます。高齢者の方々の技術や知識、経験を地域社会で生かす方法を考え、そのような場を提供することが必要と思います。病弱の高齢者には的確な法的救済、一方、健康な高齢者に対しては働く機会を通して地域社会との交流を深め、活動できる環境をつくるのが老人福祉法の意味するものと考えております。

シルバー人材センターの活動は、会員の健康の維持・増進に貢献し、会員の医療費、要介護者率は同世代の一般高齢者に比べて低く、医療・介護の財政的な敬遠にも寄与しておると思っております。

そこで、シルバー人材センター国庫補助対象法人格取得についてお尋ねをいたします。

現在、県下21市で国庫補助をいただいているのが20市であります。したがって、国庫補助対象法人のところということです。瑞穂市を除いて全部国庫補助をもらっておるということで

すが、それでお尋ねします。平成22年度の事業実績見込み及び国庫補助対象法人格の取得予定についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この場をおかりしまして瑞穂市のシルバー人材センターの各位の方に、日ごろから努力をしていただくことに関しては、市としましても感謝申し上げたいところでございます。

さて、最初に議員の御質問でございますけれども、本年度の事業実績の見込みでございますけれども、まずシルバー人材センターの総会で承認されておりますけれども、22年度の事業計画が掲げられております。その中で事業数値目標がございます。その数字として、私の方でちょっと調べましたけれども、第4回の理事会で出されました事業実績を見ますと、4月から8月分で会員数270名とされておりますけれども、8月末では213名、それから受注件数として1,200件のところですが506件、契約金額として4,100万円でございますが、今のところ8月末で契約金額が1,347万4,724円となっております。就業の延べ人数でございますけれども、目標額が8,000人のところ、2,799名となっております。これらの数字を見る限り、後半に期待するところでありまして、お聞きするところによりますと、この夏は猛暑でございましたので受注が伸び悩んでいるとお聞きしておりましたけれども、今後も事業計画の推進及び充実のために施策に基づいた事業を遂行されるよう、状況を把握していきたいと考えております。

それから、先ほどシルバー人材センターの国庫補助の対象法人化ということでございますけれども、私の方も議員御指摘のように、各市町のシルバー人材センターの補助状況を調べました。その中で、先ほど述べられましたように、瑞穂市のみが国庫補助金を受けておりませんでした。受けていらっしゃる中には、国と市からの補助金と同額のところがかなりございました。これらも考えまして、私の方としましても検討をしていきたいと思っております。まずその中には書類的なものが必要だということで、少し私の方も勉強させていただきましたけれども、その中で国庫補助を受けていただくためには、関係機関を経由して申請することになっております。岐阜県のまとめ役であります社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会によりますと、国庫補助対象の条件として大きく二つあるとお聞きしました。

まず第1に、公益法人会計の基準に沿って適切な会計処理が行われていることが第一だと。それから、これは皆さん御承知のとおり補助金としてもやはり国民の税金でございますので、連合会としてもここはやはり重要視したいということでございました。それから次に、センターの規模として会員数100人以上、かつ年間の就業延べ人数が5,000人以上が見込めるものという条件があるということです。これらの要件にかかわらず国庫補助を受けようとするには、県連合会としても独自に調査に入るといってございまして、したがって、瑞穂市のシルバー人材センターにおきましてはこのような要件を満たされるように適切に業務を進めていた

だきたいということを望むものでありまして、市としても、先ほども述べましたけれども、補助金を受けていただくように私の方としても導きたいということを予定しております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

その次に、21年度で結構ですけど、確認なんですけど、公共と民間の事業実績ですけども、部長は調べてあるようでわかると思うんですけども、瑞穂市については公共の比率も21年度はたしか82%ぐらいだったと思いますので、あと民間が91.8ということだし、それとほかの地域はもっと30台、海津市は発足当時は54%ぐらい、前年度でも四十数%ありますので、その辺のことについての考え方、今後の。公共を伸ばしていくという考え。ということは、部長も県のシルバー人材センターへ行ってみえるんですけど、そこに会員100人と1年に延べ5,000人業務量があるということですけども、県の方は、シルバー人材センターの件はちょっと違うんですけども、やはり安定的なところしか国庫補助対象にはしないということですから、暗に1億円以上を目安としておるようですので、そのためにはやっぱり安定ということも一つの目安です。ある程度実績ができてこりゃ徐々に公のものを減らしていけばいいと思いますが、その辺の考え方について。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどお話の中で、瑞穂市としてどうしていくかという問題になってくるとは思いますけれども、ただ単に補助金をお出しするだけではなくて、先ほど述べましたように、国の方の補助金も受けていただく。その中で、瑞穂市としての公共の仕事としてどれだけ出していくかということでございますけれども、他市町のシルバー人材センターの公共率をちょっと調べてみました。その中で公共率が10%以下のところは瑞穂市を含めて2カ所でございます。瑞穂市としては、平成19年度に公共率が9.7%、平成20年度が10.1%、平成21年度が8.2%でございましたので、やはり先ほど述べられましたようにシルバー人材センターが安定する事業を行っていただくためにも、この公共率というのは上げていかなければいけないと思っております。

その中でも、やはり瑞穂市としても、まず第一にシルバー人材センターがあらゆる努力をしていただくということの上でございますけれども、市としても瑞穂市の施設管理公社の問題とか、それからみずほ公共サービスの問題もございますので、それをかんがみながら公共率の向上につなげるよう、今後契約を推し進めていく必要があると考えておりますので、それに対しては市全体で考えていかなければいけないと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

市長にちょっとお尋ねしますけれども、部長からも報告があったと思いますが、21年度の公共と民間をちょっとそこへ提出してあるんですけれども、簡単に言いますと、瑞穂市は先ほど言われたように8.2%、21年度です。民間は91.8%で3,967万1,000円、岐阜市はけた違いですけれども、公共が34.2、民間は65.8%、合計で契約額が6億8,468万6,000円。大垣市のほかに周囲が一、二入っていると思いますが、それは公共が37.5%、民間は62.5%、契約額が4億5,952万円。本巣市が、公共が49.3%、民間が50.7%、契約額が1億2,638万円。海津市が、先ほどちょっと言ったんですが、公共が49.3%、それから民が50.7%、合計で2億1,914万と。近隣だけを拾ってみたんですが、段違いなんですよ。それについて市長はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

私の方へ通告いただいておりますのでアバウトにあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

実は、本来でございますと、このシルバー人材センターは国の方からも育成をするようにという指導を受けておるところでございます。ところが、瑞穂市の場合は、はっきり申しまして、施設管理公社、そしてみずほ公共サービス、そしてシルバー人材センターと三つあるわけですね。要するに、これははっきり申し上げましてシルバーだけでそういったものを持っておりません。大体市から出しておりますのが、私の頭の中には2億円以上の仕事を出しておるわけでございます。そんなところから、現在、施設管理公社は公益法人の認定を受けたいということで、10月28日であったかと思いますが、申請をいたしております。3月の末にその結果が出てくると思います。できれば、施設管理公社が法人化になった場合、そちらで公共サービスを統合させていただきまして、そしてシルバー人材の方を大きく今度力を入れていきたいと、このように思っておるところでございます。

いずれにしても、指定管理者制度を設けてやりなさいよと、国の方で瑞穂市の場合は公共サービス株式会社というのを100%出資でつくっておりますが、よそはこれをつくっておりません。シルバーの方へその分出しておるわけございまして、そこら辺も踏まえて、今抜本的に市としましても考えておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

前向きに施設管理公社を公益法人ということですね。私はシルバーの方の公益法人と思うんですが、そういう点も含めて今後努力していただくということで、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の一般質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

11番（土田 裕君） 議長に発言を許していただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

近年、就学援助制度を縮小する動きがあります。その背景には、就学援助者数が増加により自治体の財政負担がふえていると聞いています。2005年の法律改正により準要保護に対する国庫補助が廃止され、一般財源化されたことが原因でございます。法律改正の前は就学援助法、学校給食法、学校保健法などの法令で、各自治体に対して予算の枠組みで国が補助する仕組みとなっていました。それが小泉内閣の三位一体改革の中で就学援助法などが改正され、準要保護に対する国の補助金が2005年度から廃止されたことです。そのため、ほとんどの地方交付税による措置となり、国としての就学援助に対する財源保障は大きく後退をいたしました。その結果、法律改正後に就学援助制度廃止を計画した市もあると聞いています。そして、一部で準要保護に対する就学援助の廃止の動きさえありました。しかし、法律改正により、準要保護に対する就学援助制度が廃止されたわけではありません。就学援助は学校教育法19条で規定されており、文科省は今後も準要保護に対する就学援助制度を各自治体が行っていくと主張をしています。国の財源保障の不十分さとあわせて、国の共通の制度の具体的な規制などはありませんが、就学援助の問題に、ここで子育て支援の質問項目の中で、私は就学援助の制度を取り上げてまいります。

1番として、保護者への就学援助の広報活動は、2番目として、就学援助の認定対象の基準は、3番目として、就学援助受給者数と予算額について、3点にわたり質問させていただきます。そして、これもかかわることですが、貧困問題とも関連しまして、お金がないことと虐待に対して頭を悩ます家族の事例を取り上げながら、児童虐待への対応と対策をとということで質問させていただきます。

最後の質問事項の2項目は、生活保護と身体障がい者支援について。内容としまして、障がい者が通院などで自動車を必要としている場合は利用は認められないかということで質問させていただきます。詳細は質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

1番目として、就学援助の保護者への広報活動ということで質問させていただきますが、その前に、この就学援助制度の場合は、1、2、3の項目が連携していますので一括でお願いしたいと思います。今、広報活動、1番目として発言しましたが、2番目として就学援助の認定対象基準はということと、3番目、就学援助の受給者数と予算額ということで、2006年から2011年度の数字と予算額をお答えください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まず保護者への就学援助の広報活動ということですが、瑞穂市においては、新小学校1年生への就学時健診時において当該保護者に制度についての説明を行っております。また、在学児童・生徒においても、学校を通して全保護者に事業についての案内文書を配付しております。またホームページにもこの制度について掲載しております。したがって、全児童・生徒の保護者に対しまして周知徹底されていると考えております。

2番目の認定対象基準ということでございますが、瑞穂市においては、瑞穂市就学援助事業実施要綱に基づき、次の1から3のいずれかに該当する児童・生徒の保護者が就学援助を受けることができるようになっております。

一つは、生活保護を受けている保護者、また一つは、前年度または当該年度で保護者及び保護者と住所を同じくしている親族の市町村民税所得割額が非課税で、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた方で、次の条件1から6のいずれかに該当する保護者であることとして、まず1ですが、生活保護の停止または廃止された方、要綱にはもう少し違った表現なんです、わかりやすくお話をさせていただきます。2番目に、地方税法に基づく市町村民税が非課税である方、3番目に、国民年金保険料の免除を受けている方、4番目に、国民健康保険税が減免されている方、5番目に、母子家庭等で児童扶養手当を受給されている方、6番目に、生活福祉資金の貸し付けを受けている方。また大きく3番目ですが、前年度または当該年度において市町村民税の減免を受けた方、同じく個人事業税の減免を受けた方、同じく固定資産税の減免を受けた方、また失業対策事業適格者手帳を有する、または職業安定所に登録された日雇い労働者、またPTA会費、学級費等の学校納付金が減免されている方、その他教育委員会が特に必要と認めた方に認定を行い、交付しております。

大きく三つ目ですが、就学援助受給者数と予算額ということでございます。

瑞穂市の就学援助の受給者数ですが、2006年度、平成18年度は要保護、準要保護を合わせて小学校で85名、中学校で80名、予算の執行額ですが1,051万6,383円。平成19年度は、小学校が77名、中学校は74名、予算の執行額は872万3,535円です。平成20年度につきましては、小学校

が46名、中学校が36名、予算の執行額として474万6,555円。平成21年度は、小学校42名、中学校32名で、予算の執行額は473万4,272円。この平成22年度については、小学校は45名、中学校は24名、12月1日現在の予算執行額といたしましては413万8,255円となっております。ちなみに、本年度の予算額は950万100円を予算として見込んで計上しております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

まず1番目の就学援助制度の保護者の広報活動ということで、ホームページ等でお知らせしておると、全員の保護者に説明会を設けておるといような報告がございましたが、この中でちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど瑞穂市の就学援助事業要綱ということで、第3条第2項目の規定の中で6項目あるということで教育長がお答えになりました。その中で、前年度の税金が非課税の方たちはこの保護世帯に入るといような報告がございましたが、この中で一つ質問させていただきます。

今年度途中においても、災害や不測の事態に遭って経済状況が悪化すると、そういうものの項目の最後に日雇いと書いてありますけれども、この確認ですけど、そういう当年月日の方に該当する急激な経済不況からリストラになった等々の家族が見えるといような報告がなされています。そういう場合は、子供さんの援助はできるものか、確認をしたいと思います。お答えください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この就学援助の申請ということ、それから決定ということにかかわっては、毎年度の頭に必要な書類を出していただいて決定するということにはなっておりますが、それは4月の頭からということではなくて、毎月に受理する体制はできておまして、その翌月から交付するよう流れになっていると認識しております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

それでは、いろんな項目事項がございます。その中にこの就学援助の決定という第5条の就学援助の申請という項目の中で、校長は就学援助が必要と認められる保護者に対して前項の申請に関する助言を行うことができるという方向づけがございます。

そこで質問させてもらいます。

この就学援助の中で、障がいのある方は申請書類等に記入することが困難な場合は、これは代筆でいいのかどうかとともに、もう一つは、児童・生徒に対して、こういう制度を使うということは貧困層の中で劣悪感、並びに劣等感を抱かれることがございます。こういうような配

慮があるのかどうか。その担当の校長等の所見ではございますが、教育長の立場からどのような所見を持っているか、お答えください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 就学援助の申請の第5条2項に、校長は就学援助が必要と認められる保護者に対して、前項の申請に関して助言を行うことができますとありますが、この申請というのは、最近未納が多くなったとか、家の状況が変わったということ把握した場合に、こういった就学援助を受けたらどうかといったことを助言をして、申請していただくようお願いをするということが学校学校で行われているところですが、なかなか今までの自分の勤めた経験でいいますと、親さん方も申請をするということが恥ずかしいというか、ちょっと遠慮をされるような方も見えて、中には就学援助の申請を学校の方に相談に行きにくいと、教育委員会に行くことはできて学校に相談が行きにくいと。自分の子供がいろいろなことを考えてしまうというような場合も間々ありました。家庭訪問の折にそういった申請を出していただくような配慮をした経験もございます。身体的に都合が悪いというような場合については代筆等も認めていくと、そういうような方向で考えておるところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

少し確認をしたいんですけど、先ほどの障がい者の方の支援、代筆はとっていいのかどうかということの一つ確認したいんですけど、これは認められるのか認められないのか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 申請者とともに来ていただければいいと思います。というのは、かわりの方が申請をするということじゃなくて、書類については代筆はしていただいて、もちろん面談をしてということになります。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

いろんな方向づけがございしますが、やはりだれでも受けられるような体制づくりが必要じゃないかと、そういう配慮をしながらやるのが今の現状だと思っています。だれでも受けられるような、支援をできるような体制づくりを構築してもらいたいと思っています。

続けて2番目として、就学援助の認定対象ということで、先ほど教育長からお答えになりました基準、生活保護に準ずるとということと生活保護ということで、数と予算額も、3番目の就学援助受給者と予算額を提示されてもらいました。その中で一番問題なのは、今生活保護を受

けている基準というのは、今瑞穂市の場合は第3級地、子供さんの数、並びに地域等でばらつきがございますが、今、この瑞穂市の場合は3級地の1というものになっています。

そこで、この例を出しますが、子供さんが今現在小学校の4年生、そして幼稚園の方が1人、お母さんが33歳、そしてお父さんが38歳という例をとりますと、大体概算が瑞穂市の場合は3級地の1ということで20万強というようなことを聞いてまいりました。その中で生活が十分ではないかということもございますが、この中で問題視されている数というものがございまして、この前の数から見ますと、先ほどもお示しになりました16年度からのとを考えると1,000万から、予算額がこしは950万といいますが、今は450万弱ととどまっております。これがいいかどうかという論議はまた後からすることにしまして、これを抑制されているんじゃないかという提言があります。先ほど述べましたように、準要保護世帯等がなかなか入れられないというような国の方針でございますが、その中でやはり瑞穂市の場合もって、裕福というきのうから議論で、公益事業と並びに将来の査定ということで大変事業が厳しいというような説明をされている状況でございますが、いかにしてこういう子供さんを子育てする中でどのようにとらえるかというような課題でございます。

その観点から、私は準要保護世帯、さらに生活保護世帯の中でどのような闘いがあるかというような御相談を伺った覚えがございます。その20万弱の中でどのように生活をしていくか。例えばいろんなことがございます。生活扶助の問題とともに教育扶助というものが国の方針の中で8項目、生活保護の中で受けられる仕組みになっています。並びに、この医療補助は瑞穂市の場合には全額乳幼児から中学校卒業までは無料化というような例が出てきました。それで、そういうような方向づけは私の考え方では大変いいものだと思っています。

そこで、ここで質問に移らせていただきますが、ほかの地域でこういう事例がございます。この就学援助制度の中では、小学生月々幾らとか、学用品並びに通学費等々の国の試算が出ています。時間の都合でなかなかお示しすることはできませんが、大体そういうような方向づけで学用品、それから教材費、通学費等に係る費用、学校の給食費、学級費等も含まれています。

そこで問題は、ほかの地域をここに書いたものがございます。これは北海道の芦別市の就学援助費の受給条例というところに、学用品等の枠の別に運動着購入費ということで6,000円限度を示しています。やはりいろんなもので受けているけど、いつまでたっても同じ服ばかり着て通学すると、泥だらけになって、また同じ服を毎日着ているというお子さんが見られます。そういうような状況の中で、こういうような条例があるというような方向づけ、並びにこれは瑞穂市の場合には生活保護に準ずるといようなことになりませんが、隣の本巢市さんは1.5倍、本巢市さんの場合は3級地の2ということで1ランクいろんなもので下がってまいりますが、それでも1.5の生活保護掛ける1.2の対象の基準を設けています。いろんな他市町もございます。羽島市も1.3というような方向づけをおさめています。羽島市も同じ3級地の1と、瑞穂市と

変わりません。各務原もそうです。そういうような状況を考えられまして、少しでもこういう補助等ができないかどうか、まず教育長にお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今芦別市の例を出されましたが、瑞穂市といたしましては、学校納入金、いろいろあるわけですが、各学校ごとに学習費等の金額を出して、市教委の方に請求が出てくるということで、瑞穂市の規定の中では学校納入金にかかわって学習費、それから積立金を中心といたしまして、小学校では2,500円、中学校では6,000円という平均でございます。給食費につきましては、小学校が3,900円、中学校が4,600円ということで、合計、月当たり平均ですが、小学校で6,400円、それから中学校で1万600円という状態でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

いろんなことございますが、問題はこういう制度の中でいかに受けられるか、要するに就学援助制度の拡充をねらって、いろんなものが大変子供にかかるんだというようなことで、補助を受けなければならないことを認識されながら、市が何かやっているんだというような方向づけじゃなくて、やはりこれを差し伸べていけるような福祉の気持ちを持ってやらなければ前へ進めないと思っています。

そこで、今教育長が述べられた件でちょっと確認をさせていただきますけど、この就学援助制度の中でいろんなものが今示されました。その中で、生活保護の中の第1種と第2種と分けまして、この中で食品物と被服等の個人単位に消費する生活について定めたものが生活保護の中で加算されてまいります。第2種として、第1種と違って、世帯全体にまとまって支出される経費、例えば電気代とかガス代、水道代、光熱費等の数が示されています。これも生活保護に準ずるということで、生活の中のもので加算されてまいります。それを含めて20万ぐらいを瑞穂市の場合はもらっています。

そこで、学校教育の立場から思いますと、先ほど述べさせていただきました運動着等の補助の確認をしたいと思いますが、これは家庭に第1種の生活保護の中に準じられますが、学校に使われる基準ということで運動着等の補助をできるような体制づくりはございませんか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在のところ、就学援助事業実施要綱の別表第1の中に学用品等ということで、これは各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品の購入費というような形でうたっておりまして、通学の靴とか、いろいろあると思うんですが、そういったものについては補助の対象としておりません。

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 少し残念な気持ちでございますが、国の補助を削減する中でこのものが行われている状況でございますので、国の方が半分、そして市が4分の1、県が4分の1というような方向づけを示しながらやっている。でも、その中で皆さん公平で税金をかけている状況でございます。非課税世帯だから、いろんな法の観点から、税金の観点から平等性を図るということであると、副市長いわく交付税があるんだというような方向づけを説明されたことがございましたが、やはり私の考えはそういうようなもので助けていただいて、それを後から恩返しするというような方向づけをするという、常に税金のあり方を見直す時期じゃないかというふうに私は思う次第でございます。

いろんな状況も考えられますが、やっぱり保護者の病気や失業などの生活の変化で学校の諸費集金等の滞りなどの心配な家庭の保護者については、担当と連絡しながら、就学援助の説明と、担当者として保護者に直接面接するというのを職員会議等で話し合っていていただきたいと思っています。そして、就学援助制度を保護者にわかりやすく説明することが第一として、自治体の責務である、住民にとって就学援助制度の趣旨や内容を理解しやすく、保護者にとって利用しやすい制度であることと、行っても気楽に相談できるような窓口の姿勢にしていくことが大切じゃないかと、私は就学援助制度に係る質問はこれで終わらせていただきます。

次に、子育て支援の項目の4項目のあたりでございますが、虐待問題について質問させていただきます。

瑞穂市に住まわれる母親と男子児童の生活実態をお話しします。

お子さんは小学校1年生、そしてお母さんは不幸にも今現在夫とは別居中でございます。そういう状況の中で、精神が安定しないのが今現状であります。担当課の児童高齢課の方々と、保健師も交えて訪問活動、並びに相談をされていると聞いています。また、その児童の母親が虐待をしているのではないかと通報もあると聞いています。学校の連絡、そして対応をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 土田議員の御質問にお答えします。

先ほど事例を挙げられまして述べられましたけれども、瑞穂市におきまして、虐待として県に報告した件数としまして、平成19年度で11件、20年度で13件、平成21年度で31件でございます。22年度としては10月末で9件でございますけれども、生命にかかわるような大きな虐待は発生していないということは幸いに思っています。

その中で、瑞穂市としてどのような対応しているかということでございますけれども、虐待にまず周辺が気づくこと、それから虐待が疑われたらどうしたらいいかということと、それが

ら関係機関が役割とか機能をきちっと果たしているかということが問題になってくると思えますけれども、その中でやっぱり虐待をいかに防ぐかということも問題になってきていると思えます。

虐待をいかに防ぐかということですが、虐待防止の啓発運動を行っております。先月でございますけれども、虐待防止推進月間でもありましたので、全国的にもさまざまな取り組みがされております。本市においても、市内の中学校とか幼稚園、保育所、その他の公共機関において虐待防止のポスターやチラシを置いて一般的な啓発を行ったほか、防止のシンボルでございますオレンジリボンを市内の全児童に配布して、園児にも配布しておりますけれども、意識を高めるという努力をしました。

それから第2点としましては、不幸にして虐待が起きた場合どうするかとか、それから虐待と疑われた場合、どう対応していくかということでございますけれども、先ほど議員も述べられましたけれども、私の方としては体制が整っておりますけれども、虐待の通報は一般市民からもございます。それから学校、幼稚園、保育所から通報がございますけれども、市の事務所、または県の中央子ども相談センターへそれを通報がありますので、その情報をもとに、乳幼児の健診の事業において保健師がかかわっておりますので、その活動をもとにもとず医師会とかで調整をしながら、各機関と連携に努めております。

また、虐待が疑われる場合は、私の方、福祉事務所として家庭相談室を設けておりますけれども、家庭相談員と社会福祉主事、今課長がやっておりますけれども、それが県中央子ども相談センターの瑞穂市担当と連携をして一緒に訪問したり、中には学校等の先生と協議をして一時保護などの措置をして、体制を整えているということでございます。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校ということが質問の中にありましたので、学校での対応ということでお話をさせていただければよろしかったでしょうか。

11番（土田 裕君） はい、よろしく申し上げます。

教育長（横山博信君） 平成16年度に児童虐待の防止等に関する法律というものが改正されたんですが、そこで児童虐待が起きたと思われる児童を発見した場合の通告義務というものが課せられております。また、都道府県も立入調査権の強化が図られたところでございます。

学校といいますと、保育所、幼稚園も含めてですが、教育機関の職員というのは虐待を受けた幼児、児童・生徒を発見しやすい立場にあるということで、そのことを十分に認識し、十分な観察を行うと同時に、虐待を受けたという疑いのある場合には、確証のない場合でも早期発見、早期対応の観点から、関係機関へ相談をしていくということを努めております。教育委員会といたしましては、生徒指導関係の事案も含めてですが、毎年、個別のケース検討会議を開いております。本市のケース検討会議の開催状況といたしまして、平成22年度は実施校が8校、

それから実施回数は延べ14回、事案として62件について個別のケースの対応を協議いたしました。うち虐待を懸念される事案としては、22年度、今年度途中ですけれども7件の事案がありました。この多くの事案について協議する体制を、岐阜県の中央子ども相談センター、それから児童高齢福祉課とも連携をとりながらそのケース会を行っておるわけですけれども、そういった懸念した事案は22年7件ありましたが、幸いにも虐待であると認められた事案ではありませんでした。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） この中で再質問させていただきますが、いただいた資料の中で要保護児童対策地域協議会というような設置を瑞穂市の場合にとってまいります。この中に、及び子ども相談所と連携をとって対応していると今福祉部長が述べられた件とダブるかもしれませんが、これは今述べられたような対策協議会の中で示されたものでございますか。それと内容をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この協議の中に、私の方の関係する機関として、保育所を含めて各種団体が含まれております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） いろんな質問項目がございましたんですが、やはり子育て支援に対して児童虐待のとられる、やはりいろんなことでさまざまなものが浮かんでまいります。専門分野の方にお任せをしながら、いかにして子供さんを保護するか、そしてその方々の家族が暮らせていけるような方向づけをするのが行政の役割じゃないかと私は思っています。

いろんな家庭がございまして、やはり子供の人権が守られているもので、国の方は今現在子ども省というような省庁が必要だと話されていますが、生存、成長、防御、参加という4本柱の社会実現するように、すそ野の広い虐待問題を解決してもらいたいと思って、この質問を終わらせていただきます。

最後に、生活保護の支援についてということで、自動車使用が認められないかどうかということで最後の質問に移らせていただきます。

これも相談内容でございます。

私は岐阜県瑞穂市に住んでいる身体障がい者で、生活保護を受けることになった者です。今回、生活保護の申請時に、市役所のケースワーカーにより圧力的な態度や差別的な言動で大変嫌な思いをしました。私と妻は体に著しい障がいを持っています。私は、幼少のころに受けた側湾症、脊髄がちょっと少なくなってきた状況でございます。そこで、脊髄が破損してもう動

かない状態でございます。妻は生まれつき左足が巨指症、巨指症というのは、足が膨らんで物すごい大きく片方になっているというような状態です。今現在は松波病院へ入院されているとお聞きしています。足が変形で進み過ぎて、治療法は指の切断だけしかないと言われ、医者から診断されました。今までは、それでも何とか働いてきましたが、無理がたたり、私の病状が悪化したため働くことが困難になり、生活保護を受けることになりました。

そこで問題になったのが、車の使用でした。ケースワーカーさんが言うには、岐阜県には前例がないから認められないということでした。健常者の方なら多少不便でもバス停や駅まで歩いていき、公共の交通機関を利用することができますが、自転車に乗って病院や食料を調達もできません。私たち夫婦の現状はそれどころではなくて、大変なものでございます。車だけ認めてほしいとお願いしたいですと、こういうような文面が送られてまいりました。

いろんな方向づけをしながら、この事例を示しながら、日本弁護士会の方の通達事項等がございますが、この項目には、自動車を所有できると認定している5項目がございますが、とりあえずその5項目をお示し願えたらと思っています。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 原則的には、生活保護を受けておられます世帯については自動車の保有は認めておりません。ただ、特段の理由がある場合には一部認められる場合がございます。生活保護を受けておられます障がい者の自家用車の保有につきましては、厚生労働省の社会局の保護課長通知によりまして、生活保護法による保護の実施要綱の取り扱いについてで明記されております。

先ほどの5項目についてお答えしたいと思っております。

障がい者が通院等のために自動車を必要とする場合にあって、次のいずれにも該当する場合。障がい者の通院等のために定期的に自動車が利用されていることが明らかな場合であること。当該者の障がいの状態により利用し得る公共交通機関が全くないか、または公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことが極めて困難であることが明らかに認められること。自動車の処分価格が小さく、または構造上身体障がい者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のものであること。4番目としまして、自動車の維持に要する費用、ガソリン代を除きますが、他の施策の活用等に確実に賄われる見通しがあること。5番目としまして、障がい者自身が運転する場合、または障がい者の通院等のために生計同一、もしくは常時介護者が運転する場合であることと規定されております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございました。

この5項目でいろんな方向づけをされています。厳格に言うと、大変厳しい環境の中で行わ

なきやならない障がい者の実態が浮き彫りになってまいりました。

そこで、この方はくしくもいろんな状況で今妻が松波病院へ入院されているということから、大変苦勞されていると。保護から6ヵ月間は一応認めてもらえたそうでございますが、今は車を破棄している現状でございます。いろんな苦しい中でこの平等性というようなことがございますが、障がい者福祉の制度上、やはりここに違反しておるんじゃないかと。文化的に暮らせなければならないというような状況の中で、いろんな方向が示されています。どこがこの瑞穂市在住の方の障がい者、皆この五つとも間に合うんじゃないかというような方向づけを僕は思うんですが、再度ちょっとお聞きしたいと思いますが、この事例の中でどこの障害者手帳をもっている方の支援が受けられないかどうか再度お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） その方の事例でございますけど、今聞く限りの範囲内でお答えさせていただきます。

まず、自動車に要する維持費でございますけれども、先ほど4番目に述べましたけれども、他の援助から、要は何か生活保護費としてはそれに使っていただくわけではなくて、車を維持するために、例えば年金とか、そういうものがあって賄われるということが確実であれば適用すると。

それから、ここの瑞穂市内におけます交通公共機関としては、みずほバスもございますし、全くないわけではございません。この方だけではなくて、ほかの方々にもそういうお話をさせていただいておりますし、また代替として医療扶助の移送費としてのタクシー代を扶助しております。そういう方に対してはこういうお話をさせていただいておりますので、今の事例の方でございますけれども、来庁していただいた場合はこういう話をさせていただくのと、それから重度障がい者の社会参加の助成事業の利用として、一月にタクシーチケットを2枚交付しているということもお話をしたいと思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

タクシーチケットという今福祉部長がお答えになりました。ちなみにタクシーチケットの場合の利用方法等規定がございますか、それともこの2枚を全額補助となるんでしょうか、基本メーター以外なんでしょうか、細かい事情がありましたらお聞きしたと思いますけど。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） タクシー扶助の場合、医療扶助と競合して使えるかということに対しては、今はちょっと資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんけれども、一月にタクシーの場合は最大540円ということで助成をしております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） わかりました。

いろんな議論がしたいと思うんですが、時間も迫ってまいりました。また今後、こういうような案件がございます。いろんな方向づけを示させていただきますが、私の方も勉強しながら、この障がい者の方の生活困窮で生活保護を受けなければならない、ましてや車保有も認められないというような現状がもう1件ございますが、そういう状況の中で国の方針がそうだからということじゃなくて、やはりこういうことは例外的に認められる受け付けがこの福祉事務所の段階でございますので、やはり人の気持ちを大切にしながら、これも弁護士等も絡んできますが、このような方向づけを何とかしたいと思っていますので、今後ともこの生活保護は奥深い問題がございます。就学援助もそうです。いろんな困窮されている世の中で、実態を行政の方が知っていただけるということに対して理解を示していただきたいと私は思って、この質問をさせていただきました。

時間も来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。きょうはありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で土田裕君の質問を終わります。

なお、午後の再開につきましては、午後1時50分から再開をいたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時53分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

17番 若園五朗君の発言を許可いたします。

若園五朗君。

17番（若園五朗君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

質問内容につきましては3項目ございますが、初めに樽見鉄道の存続について、質問席より行います。よろしくお願いいたします。

初めに、樽見鉄道の存続について。

少子化に伴う通学利用者の減少など、収益性は落ち込み、改善する様子も見えない樽見鉄道の存続等について、今後どのように進めていくか、お尋ねしたいと思います。

質問内容につきましては、事前に通告してございますので、一括して質問をし、回答をお願いいたします。

一つ、樽見鉄道の利用者と収入の状況は。

非常に厳しい経済状況が続く中、このような時代ゆえに二極化が進展しているように思いま

す。二極化が進む中で、人の動態もその傾向があるようで、樽見鉄道利用者にもその傾向があるように書いておりますが、樽見鉄道の利用者の推移と収入の状況はどのようになっているか、お尋ねします。

もう一つ、樽見鉄道の概要についても御説明をお願いしたいと思います。

3番、樽見鉄道の経営の状況は。

先般、中日新聞の連載で廃線の瀬戸際、あるいは経営難の樽見鉄道と題して、上・中・下と掲載されておりましたが、これを読むにつけ樽見鉄道の苦境がまさに伝わってまいりました。現在の経営状況は一体どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

次、現在の補助金はどうなっているか。そして、沿線市町との連携はどうか。

樽見鉄道については、過去より大垣市の意見と本巣市の意見の双方の主張があり、存続してきた経緯があるが、今後の方向についてはどのように判断されているのか、また沿線市町はどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

あとの質問についてはまた順次お尋ねしたいと思います。とりあえずよろしく申し上げます。
議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、樽見鉄道のまず概要でございますが、昭和33年、国鉄の樽見線ということで、大垣から美濃神海、現在の神海駅まで23.6キロが開通しております。

また、昭和59年には第三セクター樽見鉄道ということで運行を開始し、平成元年には神海から樽見間10.9キロの運行を開始した状況でございます。

また、それ以後、18年3月31日には貨物輸送が、住友セメントですね。17年度で廃止をしたということです。

その後、18年4月21日にはモレラ岐阜駅が開業したということで、延長としては34.5キロでございます。

瑞穂市内の延長はこの13%に当たる大体4.5キロということで、樽見鉄道の利用者は今現在延べ60万人と言われております。これを1日換算にしまして、本当の利用者に換算しますと、約800人ということになるかと思っております。また、瑞穂市内につきましては、平成21年度で横屋駅で88人、十九条駅で56人、美江寺駅で72人でございます。これも延べでございますので、216人になりますけれども、その半分の方というふうに勘定しますと、100人ということでございます。今の現状はこのような状況でございます。

それで、樽見鉄道の利用者でございますけれども、平成18年度には70万8,000人ございました。この年は、先ほど申しましたようにモレラ岐阜駅が開業しております。

次の19年度になりますと61万人ということで、10万人ほどダウンしまして、平成21年度も60万589人ということで、18年度に比べますと約10万人が減ったということでございます。

平成18年度、どんな人が利用しておるかといいますと、通勤・通学が40万人、それ以外、要

は定期外で30万人ということです。それが、21年度では通勤・通学が35万人、定期外が25万人ということで、それぞれ5万人ずつが減ったという状況でございます。

また、収支でございますけれども、17年度までは貨物がありました。17年度の貨物収益は4,200万円ほど、そして18年度は1億9,000万円ほどの収入があったようでございます。21年度はそれが1億5,000万円ということでございます。

経営の方でございますけれども、平成18年度から21年度にかけて約1億円の経常損益を出しておるわけですが、それに対して、国、市町村等から補助金を出しておるわけですが、そうした後においても、当期の損益としては1,000万から3,000万前後の赤字が出るという状況になっております。

現在、補助金につきましては、私どもは1,000万円を限度としております。1,000万円と固定資産税ということで、21年度は1,083万5,020円を補助したという状況でございます。

そして、今現在、樽見鉄道をどうするかということで、樽見鉄道の連絡協議会というのできております。本巢市、大垣市、瑞穂市、北方町、揖斐川町の3市2町で構成した協議会でございますけれども、今まではこの協議会でいかにうまく使ってもらおうかという話し合いもしてきたわけでございますけれども、またそれ以外に、今後どうするかということはこの3市2町で十分に協議をする必要があろうかと思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今の早瀬部長の答弁の中に、存続というか、非常に経営が悪くなっておるというような内容も含めて報告があったかと思うんですが、万が一廃線とする場合、どのように処理されるのか。また、その場合に要する経費等、どのように試算し、負担はどうなるのか。あるいは、過去の赤字累積額は幾らあると聞いているか、お尋ねしたいと思います。

また、今後、全く利用者増加の施策は考えられないのか。もし廃線となった場合、瑞穂市であれば、横屋、美江寺、十九条の駅からの利用者をどのような交通手段で行うつもりなのか、その辺、お尋ねしたいと思います。総務部長の思いを答弁お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 廃線となると、どのように処理するかということでございますけれども、廃線に当たっては樽見鉄道株式会社が処理することとなると思います。しかし、株主であります西濃鉄道、住友大阪セメント、また岐阜県、沿線市町村ということでございますし、これ第三セクターということでございますので、先ほどの協議会等で十分に協議をしがてら進めることになるかと思っております。

実を言うと、今、第2次の計画で、19、20、21と計画を進めてきたわけでございますけれども、なかなか収支が改善しないということで、今後どうするかということが重要なポイントに

なろうかと思えます。

今までの累積の赤字は、私どもがいただいている資料の中では大体2億でございます。2億ちょっと超えた額だと思いますし、万が一廃線になれば、どの程度のということでございますが、これは19年ぐらいのときに試算した数字でございますので、そのときの資産ですと、先日、新聞紙上にもございましたが、二十数億円ぐらいはということでございます。実際にどのような数字になるか、まだはっきりとした数字が出してあるわけではございませんけれども、先般、新聞紙上等で公表された数字そのもののデータしか私どももいただけていないというのが現状でございます。

また、万が一廃線になった折にはということでございますが、私ども、横屋駅、美江寺駅、十九条駅ということで、本当の利用者は、先ほど言いましたように大体100人前後だと思います。多分その中の半分は高校生、学生さんだとは思いますが、その方々につきましては、周辺の高校等に行く場合にやむを得ず自転車等になろうかとは思いますが、それ以外の方につきましても、横屋駅、美江寺駅、十九条駅というのはちょうどみずほバスのバス停もございまして、こうしたバスを使っていただいて、大垣なり岐阜なりに出させていただくことになろうかとは思いますが。

ただ、今まで一生懸命存続に向けて進めてきたわけでございます。今後、どのようにするかというのは、何らかい方向があればというのはだれもが思うことではありますが、経営状況が非常に悪いということ、そして、樽見鉄道で一生懸命頑張ってみえる方々の人件費、生活費というのは非常に低いという部分もございまして。本当にこれまで一生懸命安全運転に努めてみえたという日ごろの御努力には敬意を表するところでございますけれども、今後どうするかというのは、やっぱりみんなで知恵を出して、それぞれ3市2町が協議をしがてら、よりよい方向を見出すしかないのではないかなと思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 大変ありがとうございます。

私も、樽見鉄道につきまして一般質問するということで、実際にどのくらい乗るかということで調査したところ、美江寺、十九条、横屋、高校生が乗られると思うんですが、高校1年生が大体51名、高校2年生が46名、3年生が大体51名というような、大垣方面、北方方面に通ってみえる方が見えるんですが、先ほど、乗ってみえる人数の説明があったんですけども、例えば大垣工業高校ですと大体9.7キロで、自転車で走れば大体時速15から20キロであれば30分、日大高校であれば7.7キロで25分ぐらい、大商になればもうちょっと近くなりますので、6.1キロで20分と。逆に言えば美江寺から岐阜農林、あるいは本巣松陽、あるいは高専の方ですと、農林であれば5.4キロで大体20分ぐらい、あるいは本巣高校であれば4.8キロですので20分ぐら

いで、実際に生徒の父兄に聞いてみますと、大体30分以内の範囲について今利用はしてみえるんですけど、自転車通学で十分対応できるというような内容も聞いています。

そうした中で、平成20年1月17日の樽見鉄道連絡協議会の臨時総会の議事録を持っておるんですが、その中に、大垣市長、瑞穂市長、北方町長、揖斐川町長、本巣市長がこの臨時総会に出てみえますが、内容についてはまた市長に答弁をいただきますので、お願いしたいと思います。

抜粋して、その中を読みますと、大垣市長は、改善、努力をしてくださいと。これは多分第三セクターの社長に言っていると思うんですが、支援するということだけでなく、しっかりやってもらわなければならないと。平成22年度には厳しくチェックさせていただきます。そのような体制で臨みますので皆さんの御了解を願いたいということで、実際会議録の内容を読ませてもらいますと、大垣市長のその当時の考え方につきましては、実際には大垣東から大垣駅でするので、大垣駅から大垣東へおりて学校へ通う。大商とかへ行かれる方も多いと思うんですが、基本的には制限の負担金、大垣市では1,500万、瑞穂市では1,000万プラス固定資産の89万、そして北方町は200万、本巣市は6,800万というような年間の支援、補助をしています。そうした中で、大垣市については、この22年度を一つの区切りとして、新たな支援対策はしないというような試みもその議事録でも発表していますし、そして、今回、23年1月の臨時総会において最終的な今後の支援について方向性が出ると思います。

そうした中で、市長にお伺いしたいんですが、瑞穂市においては、美江寺、十九条、横屋の各駅から学生が大垣方面、あるいは北方方面に通っておりますが、今度の会議において、長期借り入れ、2億5,000万とか、あるいは累積赤字2億3,000万というような、努力してもこういうような数字が出ていますが、今後とも普通支援していくのか、枠組みの中で1,000万円していくのか、瑞穂市の市長として、どのような答弁をされるか、お伺いしたいと思います。支援をしないのかしていくのか。それをひとつお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま樽見鉄道の関係について御質問いただいております。

瑞穂市として、どのような立場をとるかという御質問でございますが、あくまでもこの樽見鉄道におきましては3市2町が同一歩調、連携をとりながら、共同認識の中で五つが同一歩調でいくということでございまして、瑞穂市がどうこうと言う立場にありません。

もちろん私も、いつも言っておりますが、これは本巣の根尾まで行っております。そういう関係もございまして、瑞穂市がこのことについて、単独でこうだと言うことは差し控えたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 瑞穂市としては、とりあえず関係市町が連携とってやっていくということですが、平成22年12月12日の岐阜新聞の岐阜版の中身をちょっと見ると、大垣市の議会建設環境委員会において支援の最終年度を決める方向で協議を進めていると明らかにし、今回の1年延長を最後に支援を打ち切る可能性をにおわせたというコメントが載っています。先ほどの答弁とはちょっとニュアンスが違いますが、例えば笠松競馬みたいに手を引くというような瑞穂市の例もございましたが、またそれは条件がいろいろと違うんですが、こういうようなことで、もし仮にこのような新聞の中に、大垣市は第1次、第2次の改善計画をして、イベント列車、あるいはいろんなことを企画しても全然収益が上がらないというようなことで、特別支援ですね。要するに列車の更新とか、揖斐川橋もし外すんやったら、19年度の資料を見ますと6億2,000万、その区間は34.1キロ、大垣から美濃神海ですか、樽見の方もございますが、その間の、19年当時の試算によりますと二十数億の財産処理が必要ということでございますので、もしこのような形で大垣市が支援を打ち切るということが会議の中で出た場合、それでも瑞穂市は、先ほど言いました利用状況、学生の9.7キロ、遠いところで大垣工業の9.7キロということでございますけれども、もし仮に大垣市が23年1月の会議で手を引くということがあっても、先ほどは5市町の連携を貫くということですが、各市町の考え方もやっぱり意思表示をしなきゃだめでございますけれども、再度確認したいんですが、大垣市がもし平成23年の1月に手を引くと言っても、瑞穂市は残るかどうかが。先ほどの回答とはちょっと違うんですけれども、そういう対応が出た場合、瑞穂市の市長としては臨時総会にどのような答弁をされるか、再度確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。今の段階で、この議会の場ではそのことを申し上げるのは差し控えさせていただきたい。あくまでも同一歩調が理想でございます。御理解をいただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほどと同じような回答でございますが、臨時総会においては代表である市長が出られますが、予算については、やっぱり議会の総合的な理解を求めて予算計上し、いつかの時点では、1月中にはその内容についての報告と、今後の支援体制、あるいは考え方について、本巢市さんとは全然性格性も違う状況でございますので、会議の中で、瑞穂市の方向性について、議会と市長との連携を密にしながら、樽見鉄道の当初つくられた経過から、いろいろと改善計画を出されてもこのような状況になっていることについて、わかり次第、議会とまた協議をお願いしたいと思います。

最終的には、樽見鉄道については同じような回答ですので、要望としまして、この第三セクターは関係市町が支援するということの基本でございますので、存続、あるいは普通支援する1,000万の枠組み、そして廃線する過程になれば撤去費用等も絡みますので、総合的な判断で議会との協議をお願いしたいということで、樽見鉄道の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

市行政組織条例の一部改正につきまして質問させていただきます。

11月に保育事務を市長部局から教育委員会に事務委任をしたことに伴い、組織改革について、今後の取り組みはどう進めていくかということのお尋ねをしたいと思います。

二つの質問をしますので、回答をお願いしたいと思います。

まず一つ、組織改編の基本的な考え方は何かということで、今回、議案第72号に行政組織条例の改正議案がございます。先般、各務原市においても組織改革を行う旨の報道がございまして、瑞穂市においては組織改編をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

また、市民部の事業に差し支えないか、お尋ねしたいと思います。

今回の改正では、市民部の健康推進課が福祉部に移ることにより、以前の説明では、成人特定疾患に係る健康指導において、市民部に健康推進課を設置。メリットがあるというような説明を聞いた記憶がございます。福祉部に移管しても今後問題ないのか、見解をお尋ねしたいと思います。

次に、福祉部長ですけれども、福祉行政における健康推進課の位置づけはどのようになるか。

次に、福祉部に健康推進課を持ってきた意味はどのようなのか。

そして、今後どのように部の運営をしていくのか、その方針を伺いたいと思います。

堀市長になられまして、組織改革につきましては、平成20年1月1日に市民部と福祉部を分けまして、組織10部22課にされ、下水道課、あるいは環境課、管財情報課などを設置され、仕事をある程度分配し、専門性を持って市民に対応できるように組織編成をされた経緯がございます。また、平成22年11月におかれましては、幼保一元化ということで、教育委員会の方へ保育所の部分を持っていくということでございます。

今回の提案の中にも出てくるかと思いますが、係は行ったけれども、課長はいないということで、平成23年4月1日から教育委員会に子ども支援といいますか、支援課を設置し、こちらを統合し、まとめるというような組織編成がございました。

先ほど言いました質問に回答を求めます。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、若園議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、市の行政組織条例の一部改正ということで御提案をさせていただいておりますので、

その内容に関連しての御質問ということだと思いますが、そもそも行政組織とは、自治体を運営する器、あるいは仕組みとすることができるわけですが、その組織のあり方は、今、議員御指摘のように20年4月1日にも組織改革を行いましたし、22年の11月1日から、いわゆる子育て一元化ということで、一部事務内容を見直ししてあるわけですが、そういった組織のあり方について、どういうことかといいますと、昨今では地方自治の経営力というか、いわゆる企業性の導入、その中で、それが市民性と一体となった観点が必要だということになっておるわけですが、特に地方分権が進むにつきまして、財政的には三位一体改革以降、本来は地方分権で十分財源措置されるはずであるんですが、十分ではないのが現状でございます。

そうしたことを考えますと、事務のみが地方に来るわけございまして、そういった中で、こういった組織をつくっていくかということも絶えず考えておるわけでございます。当市においても、きのうですか、お話をさせていただいたんですが、いわゆる行政改革大綱というのをつくっておりまして、この大綱の中に、絶えず組織についてはいわゆる見直しをするように、事務事業の再編・整理・廃止・統合といった項目を設けておるわけですが、組織のあり方については、いかに市民のニーズにこたえられるかという組織に見直すように努めておるわけございまして、その一環として、ことしの11月1日から子育て一元化を実施した経緯を踏まえ、福祉部と市民部の事務も、住民の行政サービスを効率化するという観点からなぶらせていただきました。

その内容について、各部よりお話があると思いますので、観点は、経営型の組織、そして目的志向型の組織に改めたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） それでは、御質問の2点目、健康推進課が市民部から福祉部へ移って差し支えはないのかという御質問でございますが、今現在、市民部の健康推進課では、健康、食育、医療、予防等の業務を担当しておりまして、市民部の医療保険課、福祉部の児童高齢福祉課、福祉部の福祉生活課、それと教育委員会と連携を図りながら、申しましたいろいろな事業を進めております。先ほどの御懸念いただいている部分で、成人特定疾病に係る健康指導という観点を御指摘いただきましたが、当時、市民部を福祉部と市民部に分けた際に、市民部に健康推進が移ったわけですが、やはりこの観点、特に市民部の医療保険課が担当しております国保の事業である特定健診の結果が出た後の特定保健指導を担当していただき、連携を図ってきておるものでございます。この事業につきましては、資料の収集とか処理が大量になること、さらに福祉関係の介護保険事業との連携も非常に必要になるということから、平成21年度に健康管理システムというのを導入しまして、関係課と連携が図れるようシステムの構築を図りました。このことから、市民部と福祉部に移った段階で、その連携につい

でも現在と同様な事業を進めることができるものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） では、続きまして、福祉部として、福祉行政における健康推進課としてどのようにやっていくかということと、それから、全体的に、健康推進課を含めて、福祉部をどのようにしていくかということについてお答えしたいと思います。

現在、福祉部において、精神保健福祉士、家庭相談員及び母子自立支援員の抱える事例などを、健康推進課、主に保健師と連携を図り、対応を今しております。このような体制の中、総合的、将来的な観点から、高齢化による諸問題、それから、午前中もございましたけれども、児童相談件数の増加の問題とか、さらに今後策定予定の老人福祉計画、それから地域福祉計画、健康増進計画においても福祉行政と保健事業の連携を図りまして、事業を展開していくことが重要だと考えております。

また、この中でも、今ちょっと協議しておるところでございますけれども、現在、児童高齢福祉課に所属しております保健師と、それから健康推進課におります保健師が一丸となって、福祉行政だけではなくて、本来の保健師としての業務であります健康とか医療、予防の業務をどのように進めていくかを協議しているところでございます。

それから、福祉部の運営としましては、現在、児童高齢課で行っております老人福祉、介護保険も含めてでございますけれども、子ども手当とか、児童扶養手当、それから虐待の業務と、現在福祉生活課で行っている、大きく分けると生活保護の問題と、それから障がい福祉に関係するものを一本にいたしまして、市民の皆様にご迷惑のかからないように、それから、福祉行政がさらに一層強固になるように体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） あとで教育委員会の方にお尋ねしたいと思いますが、市民部長にお尋ねしたいんですが、そういうことで、一部福祉部の方へ健康推進課が行くことによって、市民部としては、まだ医療保険課には13名、市民課には12名、そして税務課には19名の44名ですが、大きい市民部の課でございますが、医療保険課の13名の中には、国保とか医療保険、年金、福祉医療保険がございまして、非常に多忙な業務でございますけれども、その13名で事務手続、あるいは市民窓口の中で何か問題点はないか。課の編成について、運用なり、その内容について、どのような状況か、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） いろいろ御心配いただいております

が、確かに御指摘のとおり、転出入にかかわっては、市民課から連動して、すべて福祉医療の関連、異動関係、かなりの事務量があります。さらに、それを受けて、福祉部の手当関係の方にお客さんに回っていただくというような流れで今しておりますが、やはり事務所、窓口的なものが手狭であるということで、来客者の方に少しお待ちいただくというようなところもあります。さらに、人数的にも配当はちょうどしておりますが、どうしても窓口対応に追われて夜間の業務が若干あるというふうでございますが、今後またこれも改良できるところは検討して進めていきたいと思っておりますので、またその節はよろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 福祉部長にお尋ねしたいんですが、先ほどの答弁の中に、福祉を重点にするということで、健康推進課と福祉生活課を組織変更により福祉行政に充実させると。それに伴って、瑞穂市、どこの市町でもそうですが、非常に高齢化の諸問題に今後対応する中で、介護予防対策、あるいは痴呆性の高齢者の増加に伴うのと、要介護の増加ということで、課を編成することによって、最終的には20名から22名ということで、実質、今回保育担当の子育て支援は教育委員会に行って、職員が4名で、嘱託員も含めて10名が教育委員会の方へ異動したんですが、今言っている職員体制の人数で、福祉行政について、今のところ市民に迷惑がかからない形で対応しているか。今の段階で、何かこうした方がいいという対策なりございますか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 市民の方に直接御迷惑がかかるといけない業務としまして、窓口業務があると思います。その件に関しましては、今、児童高齢福祉課でございますけれども、その残りの職員で対応しておりまして、今のところ、そういう件に関して苦情等はいただいております。今までのように流れていると考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 今回の行政組織改革の中で、教育委員会の関係で教育長にお尋ねしたいんですが、教育委員会は、このたび、学校教育課に学校担当係と保育担当係が行って、現在、学校教育課は17名で組織編成されておりますが、今回の組織編成の要因となりましたのは、11月1日から子育ての一元化を実施したことが大きいかと思います。まさにそれを裏づけるように教育委員会では幼児支援課が新設となる考えがございますが、教育委員会では今後どのように、子育てを含めて組織運営を目指していくのか、所見を伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会といたしましては、8月25日の第4回臨時会におきまして、

議案第48号保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議決していただきました。その結果、保育所及び子育て事務を担当する職員及び所掌事務が教育委員会に移ってまいりました。現在、学校教育課の事務として運営をしております。

今回提案させていただきます条例の改正におきまして、新たに幼児支援課を立ち上げて、就学前の保育・教育及び放課後児童クラブ事業等につきまして充実を図ってまいりたいと考えております。

このことによって、特に幼児支援課に期待する内容といたしまして、幼稚園・保育所の3年教育・保育の充実、発達障がい等の幼児の増加傾向に対する体制の整備、幼児に対する接し方等の教員・保育士の研修の充実、小1プロブレム解決に向けた滑らかな接続の構築、それから放課後児童クラブと小学校との連携の促進、さらに子育てへの不安や孤立感を深めてみえる保護者への適切な支援、以上六つの内容について、この幼児支援課で充実を図っていきたいと考えております。

幼児支援課の体制案でございますが、現在、職員として、総括課長補佐以下4名、それから補助職員として2名、そのほかに緊急雇用とか、そういった方が見えますが、そこに課長を加えて充実を図るとともに、学校教育課より指導主事を1名異動、もしくは兼務をかけて、指導に当たっていきたいと考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今の答弁の中に、ゼロ歳から中学校までの、幼児、就学前の方から義務教育の中学までの間の発達、そして学びということで連続性のある瑞穂市の特色ある趣旨、考え方について伺いましたが、この内容について、県下でも瑞穂市だけか、全国的にどのような幼児一貫教育の特色があるか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

私の試算したところによりますと、大体1学年500人としまして、ゼロ歳から3歳、そして1年生から6年生で6年間、ゼロ歳から小学校で9年間、そしてまた中学校1年生から中学3年生、1学年500人としましても、単純に計算しても7,500人という人数を、今現在組織がえしたことによって、この間、教育長の手帳も見せてもらったんですが、黄色とピンクでべたべたで、保育所業務と教育業務でもう足らんくらいのすばらしい能力でやってみえるなあと僕びっくりしたんですが、瑞穂市の162億の予算の中で、教育行政、保育行政も含めて非常に多忙な業務だと思うんですが、こういうような特色ある堀市長の幼保一元化をスタートする中で問題点はないか。こちらから見ると、人口の中で2万2,500人ぐらいの割合の人数がすべて教育長の方に今かかっていますが、その抱負なり考え方なりを伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） その当時は幼保一元化という形で新潟の長岡にも視察に行かせていた

だきましたが、この臨時会等で提案をさせていただきますように、保育及び学校教育の一元化という内容でこの瑞穂市は歩もうとしております。ということは、国の中で言われている、いわゆる幼保一元化ではなくて、今議員もおっしゃっていただきましたように、子供たちの発達や学び、生活の連続性ということを主眼に、誕生から巣立ちまでの子供への支援体制を充実させていくという取り組みを展開しようとしております。

全国的にもこの瑞穂市がやろうとしている5歳児から小学校1年への接続をどのように具体的にカリキュラムをつくって、子供たちに優しい環境をつくりながら、幼稚園・保育所から小学校に不応が起らないようにという取り組みは全国的にも珍しいと。私たちが、岐阜県の中でも特筆した取り組みをしていると自負しております。

また、この取り組みにつきましては、県の方もそういった動きを出そうとしている。その前の段階で、うちは手を挙げておりまして、県の方にもこれについての支援の事業を立ち上げてほしいとお願いをして、現在、六つの事務所管内でそれぞれ予算をいただいて取り組んでいる。その取り組んでいる中でも瑞穂市が一番先頭を切ろうとしていると、そういうふうに自負しております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 各所管の部長にお尋ねしたいんですが、今回、そういうことで、平成23年度の組織編成については、とりあえず今回の12月定例会の組織編成で案としてはあるかないか。もしあるんでしたら、答弁を求めます。なければなしで結構ですが、お願いしたいと思えます。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ないようです。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 組織編成につきまして、最後の質問をさせていただきますが、県から市の方へ移管される権限移譲の中で、組織編成について、パスポート係というのが、今、各市町におろされております。他の市町ではそのような対策ということで順次整備されておるところですが、パスポートにつきましては、瑞穂市は本当に県庁に歩いて走っても近いところでございますが、各市町はそのような対応を順次進めておるんですが、瑞穂市としては、23年度、24年度において、このような組織編成、あるいは係の設置を考えているのか、手短かに回答をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、権限移譲をまとめておる部としてお答えをさせていただきます。

きたいと思いますが、パスポートの件については、県の方から依頼が来ていることは事実です。ただ、今、議員御指摘のようにふれあい会館で現在発行されていますが、瑞穂市は非常に近いということで、そういった地の利もあるわけですが、ただ、権限移譲の内容を見てみると、いわゆるその場を完全に仕切ってくださいという内容になっていまして、なおかつ機械が入る。そして、監視カメラを用意しろとか、いろんな要件があるわけですね。そうしますと、今現状の施設のキャパ、いわゆる事務所のスペースからいまして、どこにそのスペースを確保するかという課題があります。そういったことで、県に対しては、24年度ぐらいまで時間を下さいということでお話をしておりまして、県下の状況を見ましても、すべての市が既にオーケーということではないんですね。今、把握している状況では、岐阜市さんは23年に予定、大垣市さんはことしの4月から、多治見市さんは24年に予定というようなことで、これから進めようとする自治体が多いということです。そういった中で、瑞穂市も、今申しましたスペース的なことも考えながら、原課、市民課になりますが、市民課と詰めなければならない問題がありますので、そういったところをつぶして、進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 第3の質問でございますが、新年度予算編成方針についてお伺いしたいと思います。時間も短くなりましたので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

先般、23年度予算編成方針が出されたようでございますが、来年は市長選挙も予定されている状況で、どのような予算編成になるのか。広瀬捨男議員さん、そして松野藤四郎議員さんも質問されてみえますが、それを省いた形で答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、お答えをさせていただきます。

新年度予算編成の方針については、去る11月26日に職員に示しまして、12月3日に説明会も開催をさせていただきました。それで、既にお話をさせていただいていますように、来年の選挙を踏まえて、骨格予算とするよう市長の判断がございまして、その旨を伝えておるところでございます。

骨格予算といいましても、来年度においても非常に厳しい経済情勢であることは予想されておりますので、今までの経常経費の増加を見ると、急激な伸びになっているという面もありますので、そこら辺に、いわゆるメスを入れながら、削減するという意味合いも込めまして、骨格予算というのが、ある意味、瑞穂市の経常経費の状態はどの程度必要なのか、総額を把握するにもよい機会だという思いで予算編成を行いたいというふうに考えております。

そこで、課題となるのが、いろいろ今議会でも要望が出ております新たな奨学金制度とか、

それから補助とか、いろんな要望があるわけですが、そういった要望に対して、果たしてお受けできるのか。あるいはそれを受けるのであれば、何かつづすものはないかというふうな、市長が申しましたスクラップ・アンド・ビルドの発想で臨まないといけないなというふうに思っているところでございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 市長にお尋ねしたいんですが、もうあと市長の任期、失礼ですが来年の4月24日に選挙があるというような予定でございますが、そうした中で、マニフェストについては、二重丸とか丸、非常に実績が出ていると思って、評価しています。

その中で、先ほど財政の方で資料をもらったんですが、市長の言っている街路灯、あるいは敬老祝い金、妊婦さんの健診というふうで、市の単独で市長になられてからの持ち出しが3億8,000万ぐらいの数字が上がって、それも市民に公平に還元というか、その利益というか、その気持ちは市民は受けると思います。

そうした中で、マニフェストと、今回市長が唱えられた施策の中の3億8,000万ぐらいのやつについては、市民が公平に受益というか、受けておるところでございます。12月に新年度に向けての骨格予算を各部に発表されたということですが、その内容を見ても、医療費、あるいは入院費、あるいは通院費、いろいろございます。ある程度10割負担といいますが、瑞穂市流の医療の無料化とか、各市町もやっておるんですが、骨格予算と医療福祉、あるいは新年度予算に向けて、すべて無制限に医療とかいろんなものに市から出すんじゃなくて、マニフェストと市の単独事業を含めて、2年計画、3年計画でもいいんですが、今回の予算の中で、一部自己努力なり、自己負担ですね、その点をどのように考えてみえるか。すべての予算についてはもちろん議会も了承し、議決してきたわけですが、ちょうど12月の一番いい機会ですので、市長の思いについて、各部に今指示が出ておるんですが、その中で、再度、この予算の中で、財政難で厳しい厳しいという企画部長、あるいは総務部長からの御説明はよく理解しております。景気対策、国の施策、県の施策、市の内容を見ても非常に理解しているんですが、将来、与えるばかりじゃなくて、自己努力なり、一部負担について、どのように考えてみえるか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。時間内に答弁してください。

市長（堀 孝正君） 私の方から、来年度予算につきましてお答えさせていただきます。

このことにおきましては多数の皆さんから御質問をいただいております、企画部の方から、予算につきましてはお答えをしておるところでございます、来年度予算は骨格予算でというところでございます。

そんな中におきまして、これまで取り上げてまいりました、要するに乳幼児医療費ですね。

中学までの医療費の問題、これも市としては一番初めに取り上げましたが、今ではすべての市が、岐阜市もこの22年度から取り上げてやっておられる。まさにうちはちょっと早くやっただけのこと、すべてやっておるわけでございます。また、防犯灯の関係も本当に少ないお金で、市内のどこに住んでおろうが、それだけの受益を受ける、こんな事業はないわけでありまして、自治会長におかれましては一番喜んでおられるところでございます。そういうことは続けてまいります。私は、23年度予算、選挙目当てのそういった予算を計上するつもりは一切ございません。先ほどから申し上げております骨格予算で、経常経費、人件費関係を初めとしまして、どうしても続けてやらなくてはいけない、そういう事業、また先ほど広瀬武雄議員からございましたが、国体に向けました整備は来年度予算に即計上したいと、このように思っております。

そういったことで、絶対に無駄な選挙目当てのためのそういった予算を組むつもりは持っておりません。その点は御理解いただきまして、きょう、このようにお答えしました。こういうあれも、あくまでも私は地域間競争で、一生懸命よそはどうなっておるか、それを見ながらやっております。この数字を見ていただければ、高いか低い、そこら辺もわかります。どうかひとつそこら辺も御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 最後になりますが、私の要望ということで、要望、要望ばかりの予算の計上、そんなことは失礼ですが、そういう要望者が最近非常にふえていますので、そういうのを含めて、総合的判断で予算の計上をお願いしたいのと、あとは……。

議長（小川勝範君） 時間内に終わってください。

17番（若園五朗君） ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で若園五朗君の質問を終わります。

次に、4番 西岡一成君の発言を許可します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、4点にわたりまして執行部の見解をいただきたいと思っております。

1点目は、シルバー人材センターの運営に対する調査について、2点目は、非核・平和都市宣言に伴う取り組みについて、3点目は、入札における総合評価方式の導入と公契約について、4点目は、暴力団排除のための条例制定等についてであります。

以下、質問席にて一問一答で質問をさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの運営に対する調査についてであります。

本件につきましては、瑞児高第209号、平成22年7月30日付、資料提出について（依頼）と

の文書を堀市長名でシルバー人材センターの3名の代表理事あてに出されております。提出書類は、平成22年5月20日の通常総会の資料一式及び議事録、最新の役員名簿、通常総会以後の法人登記に係る全部事項証明書、平成22年7月16日の第2回理事会の資料一式及び議事録、一般社団法人設立に係る法令資料、以上の5点であります。

しかし、私の9月議会での質問に対し、宇野部長は、まだ正式に届いておりませんと答弁されたわけであります。これに対し、私は、地方自治法第221条第2項は、普通地方公共団体の長は予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金・交付金・貸付金等の交付もしくは貸し付けを受けた者（補助金・交付金・貸付金等の終局の受領者を含む）、または調査主権・研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、または報告を徴することができる」と規定しており、この規定を受けて、瑞穂市補助金交付規則第15条は、市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは法第221条第2項の規定により、補助事業者に対して、当該補助事業の執行状況の調査をし、または報告を徴するもの」と規定しております。したがって、早急に3人の代表理事から事情聴取を行った上、総会の議決や定款にのっとった適正な運営に服するよう、強力な指導を行うよう求めたところであります。

そこで、お尋ねいたしますが、その後、3人の代表理事から資料は提出されたのでしょうか。まずお聞きをいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、西岡議員の御質問にお答えします。

先般の議会のときにも述べましたけれども、私の方、先ほど述べられましたけれども、22年7月30日におきまして、3人の代表理事の方あてに市長名で資料の提出を願いました。

その後ですが、8月23日に、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター代表理事としまして3名の方のお名前で、公印といたしましょうか、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター理事長の印を押された書類を提出していただいております。

その中で、平成22年5月20日の通常総会の資料及び議事録、2番目としまして、最新の役員名簿、3番目に通常総会後の法人登記に係る全部事項証明書、4番、平成22年7月16日、理事会の内容についてということで、ここの中には口頭にて課長に伝達済みであるという旨が書かれております。それから、社団法人の設立等に関する冊子がいただいております。8月23日付ですが、受け取りましたのは平成22年9月28日でございます。

それから、私の方、その1日前でございますけれども、平成22年9月27日付で、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター代表理事として、先ほど述べましたけれども、3名のうちの1名の方から資料をいただいております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） その資料を踏まえて、執行部としては、調査はどのようになされ、調査の内容はどういうものだったのでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず、3名の連名、代表理事として出された書類を見せていただきました。その中で、まず疑問に思った点がございまして。先ほど述べましたように、一番表紙に理事長の印が押されておりましたけれども、中を見せていただきますと、理事長の名前がわからなかったということと、それから、総会の議事録の中で、本来我々が考えることとしまして、いろいろな議事、議長さんとか理事とかの署名がありますけれども、そこに押印がございませんでした。私の方も疑問に思いまして、職員に法務局へ行ってきていただきました。その中で、日づけは大変おくれましたけれども、10月26日に履歴の全部事項証明書というところまでとってきて、内容を見せていただきました。内容は、6月11日の登記の内容になっておりまして、6月17日から10月26日までかなり日数がたっておりますけれども、何ら変更はなかったということです。

それで、証明書を見せていただきましたけれども、私の方としては、これでは代表理事がどのようなになっているかということが記載されておられませんので、もう一度、11月9日と11月10日、2日間でございますけれども、やはり岐阜の法務局に私が出向いて、内容を調べてきました。

その調べてきた中で、先ほど述べましたけれども、平成22年6月17日に登記がなされておりますので、何遍も言いますが、10月26日現在は6月17日から何も変わっていなかったということで、まず6月17日の登記の申請書を見てきました。その中で、添付書類として、定款とか総会議事録、それから理事会会議録、印鑑証明とか、委任状とか、就任の承諾書を見せていただいております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今回の答弁では、履歴事項全部証明書であるとか、議事録であるとか、そういう書類を閲覧してきたということでありまして、それで、先ほど質問させていただいたのは、そういうものを踏まえて、3人の代表理事に対してどういう事情聴取をされたのか、調査をされたのか、そのことを聞いているわけです。その前段としてのことはわかりましたから、その後のことにお答えください。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 3人の方を直接呼びまして、この内容について、どのようになっているかというのはお聞きしておりません。先ほど述べましたけれども、9月27日に代表理

事のお一人の方から出てきた文と照合して、書面的に、やはり今の段階では中がどのようになっているか、それから午前中にも述べましたけれども、内容的にどのような事業がなされているかということは今調査している段階でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、12月ですよ。9月議会でやったんです。10、11、12、3ヵ月たっているんですね。先ほど調べられたさまざまな書類等につきましては、私もここに法人登記申請書つづり込み書、これ法務局の原本の写しです。これそのものです。それで、議事録も5月20日の名前を書いたやつ、こういうやつです。見てきましたから、中身を自分自身で確認してきております。

問題は、9月議会で申し上げたのは、シルバー人材センターの運営が不適正に行われているのではないか。その具体的な内容として、森理事長の話では、理事会の席上、I副理事長が法務局で登記の申請を受け付けてもらえなかったとか、総会は無効だから、あんたは理事長じゃない。何であんたが理事長や等の発言をされたということです。ですから、それが事実かどうか調査していただきたい。こういうことだったんですね。

ただ、今申し上げた話では、法務局での登記はありますよね、6月17日付で。5月20日の総会の議事録があって、自筆でちゃんと署名もされています。ということはどういうことかという、法務局で登記の申請を受け付けてもらえなかったというのほうそなんです。受け付けてもらっておる。その中で、きちっと代表理事 森亀治郎、それから代表理事のI副理事長の名前も自筆で書いていますよ。自筆で書いておきながら、総会は無効である。受け付けてもらえなかった。こういうことを、失礼ながら普通の意識を持ってすればおよそ考えられないことなんです。もっともらしく、そういうことで本気でしゃべられたら、聞く方はその雰囲気にもまれて、そうかなと思う人もいるかもしれないけれども、我々の仕事はいつも裏とりばかりなんですよ。徹底的に裏をとるんです。その人が何を言った。それは本当にそうなのかどうなのか、そういうことをきちっと調べる。調べなければ、なかなか発言はできないですよ。これを調べてみると、そういうふうにI副理事長が理事会の席上で言われたということはうそであることが判明をしたということなんです。ですから、そういうことを含めて調査をしなければ、600万という公金を補助しているんですよ。

さらには、けさ、広瀬捨男議員が言われましたけれども、国庫補助対象法人として云々などという、今度は国民の税金ですよ。市民の税金、国民の税金を入れて運営するんですよ。とするならば、それだけの厳しさをもって運営をしていかなきゃいけないんです。そういう意味で、調査をしていただきたいと言った。ところが、されていない。

さらに、森理事長の話では、I副理事長は、森理事長に不正があった、こういうことも言わ

れておるといことですね。9月30日の第4回理事会の席上でも、「調べたら、Yと森が仕組んで、社員に支払った残りをみんなMが持っていったとYが言っている。おまえは何十万も不正をやっているから、すぐ弁償せよ」とI副理事長は重ねて発言したとのことであります。

もしそれが事実なら、横領罪の可能性もあるわけでありませう。しかし、不正がないのに、不正があったと理事会の席上で公然と事実を摘示したとなると、9月議会でも申し上げてまいりましたけれども、名誉毀損の刑事事件になる可能性もあるわけなんです。

そのどちらの意味においても看過できない重大な問題であるわけでありませうから、600万円の公金を補助している市としては、あいまいな対応でお茶を濁してはならない。事実にも即し厳正な調査を行い、厳正に対処すべきではないでしょうか。調査をしていないということも前提に、つまり3人の代表理事から事情聴取をしていないということも前提に、もう一度お聞きいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど述べましたように、瑞穂市としては、私が行きました11月9日と11月10日に見てきました登記申請書が、この時点においては市としてはこの登記の内容が正しいものと判断しておりまして、その内容について、今後、出された書類について、議員御指摘のとおり放置しておくというつもりはもちろんさらさらございませぬので、私の方としても、来年度の補助金申請についてとか、それから第4回目の、先ほど述べましたけれども会員数も減ってきております。会員数がどうして減ってきているかということとか、内容的なことについてもいろいろお聞きしたいと思っておりますので、その点、よろしくお聞きしたいと思ひます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） きついことを申し上げるようで申しわけないんですけれども、遅いです。3ヵ月たって、そういう対応では。逆に市だって予算を編成する、そういう時期でしょう。シルバーの方としては、具体的な補助金の問題を含めて、市にいろいろお願いに行かれるような時期でもあろうかと思うんですよね。ですから、補助金問題の話なんですけれども、その前に、きちっと不適正な運営をただす。このことが当たり前のことなんです。これができていないということは、やはりさまざまその他のことについても一事が万事ということになるんですよ。執行部の体質だということになるんです、それは。そういう気持ちで受けとめていただきたい。自分の所管の問題だけ、あるいは自分の所管の問題じゃないからということではなくて、やはり執行部は一体として、今のシルバー人材センターの問題があるならば、みずからの問題として受けとめる。そういうことが極めて大事だということも私は申し上げたい。

それで、さらに驚くべき事実を明らかにしておきたいと思ひます。

議長、資料を執行部に配りたいんですけど、許可をお願いします。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、そのまま暫時休憩します。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時25分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 先ほど、さらに驚くべき事実を明らかにしておきたい、こう申し上げましたけれども、今、お手元に届けられました資料を確認していただきたいと思いますが、両方とも一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター平成22年度通常総会議事録であります。印鑑と自筆の署名があるのが原本の写しであります。もう一つの方が、シルバー人材センター事務局から市に提出されたものであります。森理事長がシルバー人材センター事務局から入手したものをコピーして、いただいたものであります。

では、それぞれの1枚目と2枚目に目をお通しいただきたいと思います。違いがおわかりになりますでしょうか。シルバー人材センターの事務局から提出されたものは、1枚目に印鑑が押されておらず、2枚目の記名押印も含め、全部ワープロで打ち直しをされております。この事実をまず確認してください。

なぜ、わざわざワープロで打ち直しなどしたのでしょうか。これが疑問になります。常識的に考えれば、シルバー人材センターには原本があるわけですから、あるいは原本の写しがあるわけですから、わざわざワープロで打ち直しなどせず、原本の写しを提出すれば済む問題であります。しかも、自著と押印の部分をワープロで打ち直し、原本と相違しているにもかかわらず、2枚目の一番最後には何と書いていますか。「上記は原本と相違ありません」。皆さん、いかがですか。強弁にもほどがある。両方を比較検討していただきますと、もっと悪質な信じがたい事実を発見することができます。

原本の写しの2枚目とシルバー提出の2枚目をごらんください。原本の写しの2枚目、シルバー提出の2枚目、上から4行目、「以上、審議事項は終了し、質疑・応答の時間を設けたが、特になく、議長退出する」。ここまでは両方とも同じであります。その後をごらんください。原本の写しの方はどうなっていますでしょうか。読んでみてください。「引き続き、休憩時間の後、1.退任する前理事長 馬淵重夫及び前副理事長 豊田正一があいさつする（なお、上記2名については理事留任）。2.新理事長 森亀治郎が就任のあいさつをする。3.新理事長が、退任する理事（山本東、河村滉）に感謝状を贈呈（なお、本日都合により欠席されている退任理事（小寺徹、広瀬捨男、林大三、馬淵義智）と、当日途中退席された退任理事（高橋七郎、森勇については事務局よりお伝えします）」とあり、その次に、「5.事務局からの連絡」と続いております。

ところが、シルバーから提出された議事録の「以上」以下を見てください。どうでしょうか。今、私が読み上げました8行が削除され、「以上、審議事項は終了し、質疑応答の時間を設けたが特に無く、議長退出する」のすぐ後ろに、「事務局からの連絡事項」と続けて打ち直しているのです。つまりは、この8行を削除するために、原本の写しを提出するのではなく、わざわざワープロで打ち直して提出したと考えるのが自然ではありませんか。

では、なぜこの8行を削ったかではありますが、8行の中身を見ていただきたいと思います。「新理事長 森亀治郎が就任のあいさつをする」、また「新理事長が退任する理事（山本東、河村滉）に感謝状を贈呈」という事実が記載をされています。私が思うには、問題はここではないかと。この事実の記載を消すために、つまり森亀治郎さんが理事長であることの実を消すために、わざわざワープロで打ち直したのではないかとの強い疑念を抱かざるを得ないのであります。しかも、それまで理事会の席上で、あんたは理事長じゃない。総会は無効だ。法務局は受け付けていないということを理事会ごとに言い続けてきた。そのことの裏をこういう形でやったと、そういうことではないのか。8行削除した上、「以上、審議事項は終了し、質疑応答の時間を設けたが特に無く、議長退出する」のすぐ後ろに「事務局からの連絡事項」と続ければ、シルバーから市に提出された議事録しか見せられない市の担当者は、それが真正の議事録であると思込まされてしまうわけでありませぬ。

ところが、現実に法務局に足を運ばれて、現物を見てきたがゆえに、恐らく私が今申し上げていることは、書類を比較検証すれば同じことがわかんと思うんですね。私はこれを分析して、そういうふうに判断したということなんです。

まことに巧妙な、言葉悪く言えば策略と言わざるを得ません。虚偽文書を平然と市に提出するなど、悪らつきわまりない行為であります。これを放置することなど到底許されるものではありません。もちろんシルバー人材センターの果たす役割や会員の高齢者の就業の機会の増大は、今日の情勢の中にあって極めて重要であります。したがって、何回も強調いたしますが、総会の議決や定款にのっとった適正な運営に服するよう強力な指導を行うよう、重ねて執行部に求めたいと思います。もし、市の指導を拒み、適正な運営に服さない代表理事がいるとすれば、その人に対して、やめていただくよう説得するほかないと思います。これは明らかに虚偽報告なんです。虚偽文書による虚偽報告なんです。

ほかの県のものを見ても、例えば京都市の補助金等の交付等に関する条例の中にでも、地方自治法第221条第2項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき、市長等は補助事業者等に補助金の交付の決定の全部、もしくは一部を取り消し、また交付予定額、もしくは交付額を変更することができる。こういうことを条例で規定してあるんですね。当たり前ですよ、公金だから。どこにどれだけ使われておるか、運営にどう使われておるか。運営自体が今のような不適正な虚偽文書をつくり上げるんですよ。こんなことは信じがたいことですよ。

だから、本人が普通にしゃべっておれば、その雰囲気巻き込まれちゃって、本当かなあと思う人たちがいっぱいいると思うんです。こうやって冷静に、いわゆる警察のように分析をすると。私はこういうことばかりやってきましたから、何十年間。それでチェックをしてきたんですよ。

これで、全部資料をいろいろそろえて見てみると、こういうことが明らかになっている。ですから、私は、今、最後に申しあげました再度の早期の厳正なる調査、そして対処方針として、もう理事をやめていただく。適正な運営に服さないのであれば、そして補助金も凍結。そして、新たに適正な運営をやって、高齢者の就業の機会を増大させるように市も一生懸命支えていく。もちろんあとは施設管理公社、公共サービス等の問題がありますから、そちらとの整理の課題も残っております。その前に、今、私が申しあげたことに対してきちっとやっていただきたい。そのことを最後に答弁、お願いします。市長の決意も含めて。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 議員御指摘のシルバーの会議録の話でございます。過日、私の方のお話の中でもございましたように、9月の中の話で会議録が云々とかいったことでもございました。私の方としましては、それを受けまして調査に当たったわけでございます。

議員御指摘の地方自治法の221条の2項につきましては、先ほどお読みになったとおりでございますが、その中には、補助金の交付要綱、市の方でございますけれども、適正を期すために必要があるときはということもございます。私の方も、きのうの話ではございませんが、うわさの云々ということで公権力をもって調査に行くということはいささか問題があるだろうというふうに思っておりまして、担当部長に指示いたしまして、法務局へ調査に行きなさいと。先ほど議員御指摘のように、法務局への登記申請に当たっては添付書類には必ず会議録が添付されるものであるよということで、実際に法務局へ出向いていきました。ここにも私の方でコピーしたものがあつたわけでございます。そういった中で、先ほど議員御指摘の資料でございますけれども、このものと一致しております。そういった意味で、法務局の中の内容につきましては、私の方も、今議員御指摘のとおり、資料として当然そのような添付書類があつたということを確認しております。これは11月9日、10日でしたね、確認しております。

それから、今後につきまして、今、私の方で業務委託、あるいは請負をさせていただいておるシルバーでございます。そういった意味での契約の内容も本当に理事長名でその後動いておるのかどうか、あるいは請求書についても、そのように請求のとおり代表行為ができておるのか、定款に沿ってチェックをさせていただきたいということで今考えておるところでございます。

ただ、定款の内容によりましては、3人が同じ権限を持つというふうに定款上はなっておりまして、理事長でなければならないという行為ではございませんので、3人お互いが権限を持

つというふうに定款上は表記してありますので、その辺も踏まえて、どのような経営内容、あるいは指揮命令系統がなっておるのか、その辺も調査をさせていただきたいと思っております。

また、調査ができましたら、御報告をさせていただくことになろうかと思いますが、今はそのように考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） とにかく一般論で時間をだらだらと送り、かつまたお茶を濁すというようなことであっては断じてならないということなんです。そのことを肝に銘じていただきたい。

また、一つの例を言っておきますけれども、今、副市長は3人が同じ権限、定款上、3人が代表理事になって、対外的に代表するとなっておりますよ。ところが、理事長職を置いておるんですよ。もう一回、「ところが」を使うと、理事長職の任務は規定していないんですよ。どうなっておるんですか。はっきり言って、世の中で通らないですよ、そんなことは。通らないことがまかり通っておるんですよ。それを調査せずに、具体的な対処もしないなんていうようなことは怠慢以外の何物でもないですよ。そんなことだったら、だれでも助役とか市長ができる、それやったら。そのことをちゃんとわきまえてください。

ここに、12月24日の理事会の案内が森亀治郎あてに来ている。それを見せていただいて、何を言われたかということ、先ほど言われたけれども、3人が同じ権限と言うけど、何も聞いていない。理事長が、どういう議題でやるかということも全く相談を受けていない。一番直近のことですよ。こういう状況だということです。ぜひ頭に入れていただきたいと思えます。

1点目で時間をとりましたから、ちょっと走りますけれども、2番目は、非核・平和都市宣言に伴う取り組みについてであります。

核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えることを高らかに宣言した非核・平和都市宣言は、全国的に見ると、取り組みが大変おくれたとは言え、堀市長の平和を願う熱い思いの中で、平和市長会加入、非核・平和都市宣言、原爆パネル展等、即具体的行動に取り組まれたことに対しまして心から共感と敬意を表する次第であります。

さて、具体的にお聞きをいたします。

まず、今回の巢南庁舎及び市民センターでのパネル展の入場者の状況及び入場者の感想等はどうかでしょうか。

さらに、今回の経験を踏まえ、今後どのような具体的活動を考えておられるのか、お聞きをしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、時間がないので手短かに回答させていただきます。

巢南庁舎でふれあいフェスタ2010に合わせて開催した2日間については入場者数をカウントしておりますが、それ以外の日はカウントしておりません。それで、2日間については合計438人の方が来場されました。

その後、市民センターにおいても開催されておりますので、時折のぞきましたが、それなりの方が来ていただいたというふうに思っております。

それで、市民の感想はということでございますが、この件に関して、あわせてパブリックコメントを行いまして、6件のパブリックコメントに御回答をいただいております。その6件の中に子供さんも2件ございまして、非常に感銘を受けた内容でございますが、時間がないということで割愛をさせていただきますが、戦争をやってはいけないとか、いわゆるアメリカやロシアが持っているすべての原爆を使えば、地球を1回か2回くらい破壊できてしまうので、こんな原爆はなくていい。戦争はなくていいと思いますという強い子供さんの意見がありました。こういった文書を読ませていただきまして、私たちもこのパネル展を開催したかいがあったというふうに思っております。

今回、市長の広島訪問が非核・平和宣言という形に結実できたことは大変有意義な結果であったというふうに思っておりますが、瑞穂市民がこの思いを末永く守り続け、行政も今後の施策の中で何らかの形で生かしていきたいと考えておるところでございますが、現在考えておりますのは、図書館の方に、実はパネルが既に購入してございます。そういったものを毎年毎年時期を決めて開催をするとか、あるいはインターネットでもいろいろ検索してみますと、市役所の玄関口に平和都市宣言をした市である旨の表示をしたところもございまして、そうしたものも参考にしながら、今後の事業に生かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 438人プラス市民センターの分という、短い期間の中で取り組んだ割には多くの来場者に来ていただいたということでありまして。図書館でパネルを購入したということですから、毎年毎年続けてやっていただきたいと思っております。

これだけではなくて、議会だよりの最新の12月号を見ますと、9月議会での熊谷議員の質問に関して、執行部は修学旅行先を広島とするなど考えていきたい、こういうふうに答弁してありますよね。ですから、そのときそのときの答弁で終わったんじゃない、いつまでもたっても具体化しません。平成22年の9月議会で熊谷議員が質問して、執行部はそれに答えました。その話でとまってしまいました。ですから、このことについても具体的に、どういう形で検討して、いつごろまでにそれが可能か、いや、ちょっと難しいか、それはなぜかとかいうことも含めて、お考えをいただきたいと思うんですけれども、答弁、どちらですか。教育委員会か。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） さきの議会で、修学旅行を広島に行くという答弁はいたしておりません。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 答弁で、例えばという一例、これは他の市がやっていたのを参考にしてお話をしたところですが、あの時点ではまだ精査をしておるわけではございません。一例として、他市が行っている例などを見ながらお答えをしたところでございますが、今後、いろんなメニューの中で考えていくことだというふうに御認識をください。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） とにかく議会だよりの記事は、修学旅行先を広島とするなど考えていきたい、こういうふうに書かれているわけだから、それをそのままここに書き写して、今申し上げているわけだから、今、議会だよりを見られる多くの市民の皆さんは、それを見ているわけですから、おっ、広島に行くのかなと。そういうふうな動きをやってくれるのかなというふうに受けとめておられる方も見えると思いますよ。

何が言いたいかといいますと、現地というものの持っている訴える力というのは、やっぱり物すごく大きいものがあると思うんです。私は、ことし初めて、2泊3日の日程で沖縄を訪ねました。4・25県民集会に参加するためであります。9万人を超える人々が米軍普天間飛行場の早期閉鎖、返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を訴えました。辺野古の団結小屋を尋ね、名護市長に北方町の室戸町長のメッセージを届け、辺野古では寄せ書きをキャンプシュワブの鎖に張りつけてきました。最終日には糸満市の沖縄県平和記念資料館を訪ねました。沖縄は、国内で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が戦われた場所であります。米軍は、空襲や艦砲射撃を無差別に加え、鉄の暴風雨は3ヵ月に及び、沖縄の風勢を一変させ、20万人以上の死者を出しました。一般住民の犠牲者は9万4,000人以上とされています。資料館には145遍の証言が展示されておりますけれども、親が子を、夫が妻を殺す。自殺。軍隊による住民虐殺。その証言に足が動かないほど衝撃を受けました。「鉄の暴風雨」という言葉も、その中身も62歳になって初めて知りました。沖縄に行かれた多くの方はこの平和記念館に寄られて知っておられると思いますけれども、私は初めてでした。資料館にはこういう文書がありました。「沖縄戦の実相に触れるたびに、戦争というものはこれほど残忍で、これほど汚辱にまみれたものはないと思うのです。この生々しい体験の前では、いかなる人でも戦争を肯定し、美化することはできないはずで、戦争を起こすのは、確かに人間です。しかし、それ以上に戦争を許さない努力のできるのも私たち人間ではないでしょうか。戦後この方、私たちは、あらゆる戦争を憎み、平和な島を建設せねばと思いつけてきました。これが余りにも大き過ぎた代償を払って得

た、譲ることのできない私たちの信条なのです」。

同じ日本人でありながら、沖縄戦の中身について、ほとんど知らなかった自分が全く恥ずかしい限りでありますけれども、私は、2泊3日という短い期間でありましたけれども、現地沖縄に足を運ぶことによって、本当にそこで戦争というものについて、広島原爆ドームにも2回、3回、足を運びましたけれども、同じような思いをしたところであります。でありますから、先ほど申し上げたように、図書館でのパネルの展示のみならず、修学旅行の問題も含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それはそういうことで、あと急ぎます。

入札における総合評価方式の導入と公契約、これは一体のものなんですけれども、瑞穂市も特別簡易型の総合評価方式による入札の取り組みを始めております。ただ、そこでは、評価項目として、施工能力、企業能力、配置予定技術者の能力、地域要件に関する事項、アイウエと、10月28日の告示のものを今読んでおるんですけれども、それ以外に、例えば三鷹市のやつを持ってありますけれども、企業の信頼性とか社会性ですね。今、川崎市が今度の議会に公契約条例を提案して、9日の総務委員会で可決をしております。あとは15日、きょうの本会議で可決の見通しです。川崎市に広がりました。その後、相模原市でも10月中にまとめるということで取り組みが進められております。ですから、契約の中に、要するに環境配慮の要素とか、今のこれ以下では賃金は低くしてはいかんとか、そういう項目を入れたような総合評価方式ですね。ですから、総合評価方式の内容についての見直しということを考えていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、総合評価方式の項目の見直しをお願いできないかということでございます。国においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがございますし、地方自治法にもうたっておりますけれども、価格だけでなく、それ以外の要素をということで総合評価方式というのはございます。通常の入札等でございますと価格だけでございますが、価格以外の要素、今議員さんから言われた施工能力とか、企業能力とか、技術者の要件、地域要件等ということで、いろんな要件を加味して、価格が一番低くでなくても順位が変わるというのが総合評価方式でございます。今言われたように、この項目のとらえ方によっては、その項目のとらえ方だけで偏ってしまうんじゃないかということだろうと思います。

これにつきましては、私どもも毎年1回ずつ、今のところは毎年1件ずつ実施しておりますが、これらにつきましてもできるだけ多くの方が参加し、この目的に沿った項目ということで、改めてまた検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 企業の社会的責任を果たすという観点からも、今の評価項目をふやしていく。例えば障がい者雇用の取り組みであるとか、男女共同参画の推進、今言った公契約の中身である労働者の賃金の確保、要するに元請が安くダンピング受注をして、それが下請、孫請、結局そこで働く労働者にしわ寄せをする。そういうことがあっては断じてならない。歯どめをかける。そういう立場から、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

最後に、時間が少なくなりましたが、暴力団排除のための条例制定等についてであります。

各都道府県で暴力団排除条例の制定が進んでいるようでありますけれども、現在開会中の県議会にも岐阜県暴力団排除条例が提出されております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、暴力団を排除するための瑞穂市としての具体的な施策はどうなっているでしょうか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 岐阜県さんの方も、実を言いますと、岐阜県知事さんと岐阜県警察本部の方で岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書というのが締結されまして、その結果が今条例にということで制定をされるというところでございます。

瑞穂市におきましても、7月14日でございますが、北方警察署で、私どもの市長が行きましたけれども、瑞穂市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書というのを締結してまいりました。11月1日付で実際の措置要綱を私の方も制定しております。これらにつきましてホームページ等で先般少し周知をしたところでございますけれども、暴力団に利するようなことのないようにということで、私どもは、特に契約等であれば、そうしたことがあった場合には指名の停止をすとか、業務の契約についても見直すということが出てまいりましょうし、いろんな施設等で暴力団等がということになれば、取り扱い等を拒否すとか、いろんな施策が出てこようかと思っておりますけれども、そうした対応を進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱では、あくまでも契約なんですね。契約からの暴力団の排除ということの1点なんですね。それではだめなんですね。県の条例では、県民の責務を含めて、いろいろ公の施設の使用における措置、こういうものも入っておるんですね。要するに、反社会的な団体である暴力団を社会からどういうふうに締め出していくかという総体の施策なんですね。瑞穂市の北方署と結んでいるのは契約なんですね。だから、それでは不十分であるから、瑞穂市に公共施設等もありますよね。住民も住んでおります。ですから、この県の条例と穴があくところ、そして契約だけじゃないところ、そう

いう部分を埋めるのが条例だと思うんです。ですから、そういう暴力団排除のための条例を検討してはどうかということなんです。

具体的に、ちょっと県のことだから、市は関係ないかもわからんけれども、関係あるところを言いますね。

第12条で市町村への協力とあるんです。県は、市町村において、地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言、その他の必要な協力を行うものとする。こういうふうに書いています。それで、例えば は暴力団員か。暴力団と関係を持っているか。こういう問い合わせに対しては、県警は各市町村からの問い合わせに対して回答していただけるんですか。具体的に聞きますけれども、そこはどうなっていますかね。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 情報提供等をうちの方からお願いすれば、それに対して回答が来るかと思います。

そして、ちょっと一つだけお願いしたいんですが、要綱については契約でございますが、合意書については、契約、その他の事務事業ということになっております。今、議員さん言われるように、条例が一番しっかりしておるといふ部分はありますけれども、一応私どもは、契約のみならず、瑞穂市の業務一般というふうを考えて、この合意書を結んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 今申し上げたように、条例ですね。つまり穴のあく部分、確かに事務事業からの暴力団排除に関する合意書に基づいて、市が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除しということに書いてあります。ですから、その穴のあく部分を埋めるのが条例であるだろうというふうに思うわけでありまして。でありますから、市としても、この条例案を検討するよう再度求めますけれども、どうぞ。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 確かに福岡県は非常に暴力団が多いところということで、福岡県につきましても、県の方が条例を結び、各市町も同じような条例を結んでおるといふことで、私どもも情報をつかんでおります。

岐阜県においては、今回、岐阜県の条例ができます。各市町においてはどのようにするかというのは、今、十分な把握はしておりませんが、この瑞穂市内には、あまりこれということはないと思いますので、十分状況を見て判断をしたいと思ひます。以上です。

議長（小川勝範君） 以上、西岡一成君の質問を終わります。

本日の会議はあらかじめ延長いたします。

5番 庄田昭人君の発言を許可します。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日の質問は、虐待問題・オレンジリボン運動について、平成23年度瑞穂市の教育力向上について、国民健康保険事業特別会計について、環境エネルギー問題についての4点です。

以降は質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

虐待問題・オレンジリボン運動について質問をさせていただきます。

記憶にあると思いますが、オレンジリボン運動のきっかけとなった事件のこと、それは2004年、栃木県小山市、3歳と4歳になる2人の父子家庭の兄弟が父親の同居人からたび重なる暴行を受けていた。コンビニ店長が兄弟の様子がおかしいことに気づき、警察に通報して、一たんは保護されるが、周囲の諸機関が適切な処置をとらなかったため、9月11日、ガソリンスタンドで再び暴行を受ける。兄弟は車中においても暴行を受け、息も絶え絶えの状態となったため、兄弟の父親への事態の露見を恐れた同居人によって、橋の上から川に投げ込まれて、殺害されました。

このような痛ましい事件が起き、犯人の同居人、父親、諸機関が適切な措置をとれなかった。ガソリンスタンド店員は虐待を見たが、通報しなかった。大人の身勝手な思いと、大人の対応が問われた事件ではないでしょうか。

この事件をきっかけに、小山市内の里親と小山市社会福祉協議会の呼びかけで市民グループカンガルー小山ができ、二度とこのような悲劇が起こらないようにという願いが込められた運動なのです。

私も3人の父親であり、子育てをしているとき、さまざまな不安や感情、思いが込み上げてきました。約束を守らなかったとき、平手打ちもしました。夜遅くまでしかかったこともあります。虐待は身体的、性的、心理的や療育放棄（ネグレクト）の虐待がありますが、私もしつけと思いながら、虐待だったのかと振り返ってみました。

このオレンジリボン運動に理解を深め、推進する必要があるのではないのでしょうか。庁舎に旗を置いただけ、キャラバン隊と記念写真を撮っただけ、広報に掲載した、それで取り組んでいるというのではないと感じますが、オレンジリボン運動、虐待のない社会の実現を目指す市民運動について、子供たちの健やかな成長を願って、ともに行動する社会を生み出さなければならぬと考えるが、どのようにお考えか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、庄田議員の御質問にお答えします。

オレンジリボンですが、先ほど述べられましたとおり、そういう悲惨な事件に基づいてこの

オレンジリボンの運動が始まったとお聞きしています。

瑞穂市においても、本当に御指摘のとおり表面的な運動というふうになるかもしれませんが、ことし、虐待の件数として、先ほど述べましたけれども、その中でもネグレクトが大変多くなってきております。ネグレクトといいますと、育児放棄といたしまして、食事を与えないとか、入浴をさせないとか、汚れた服を着続けさせるとか、子供の意思に反して学校に登校させないとか、そういうものが含まれていると思いますけれども、瑞穂市としても、平成19年には7件だったのが、21年は19件もございました。この件数について、やはり瑞穂市としても考えていかなきゃいけないと思っておりますけれども、オレンジリボンの取り組みとして、どんなことをしているか。本当に先ほど言われましたように、ポスターを張るとか、リーフレットを配布するとか、そういうことをしておりますけれども、市内には、これに対して本当に力を入れていらっしゃる団体、NPO法人がございます。今後とも私の方としても、ことし11月5日に岐阜県知事による児童虐待防止のメッセージを市町村に届けるオレンジリボンキャラバン隊が当市にも訪れて、それが市長室の方にも置いてございますけれども、そういうこともきっかけとしまして、今後とも議員の皆様にもまたこういうパンフレットをお配りしたいと思っておりますけれども、オレンジリボンをつけていただいて、私もつけておりますけれども、身近に感じていただく。こういうものがどういったものか、趣旨をよく踏まえて、皆さんにこれから訴えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 身近に感じていただけるような運動ということですが、ただいまの答弁の中に、具体的な検討等に入るということで答弁されましたが、その具体的な案、または虐待の把握と対応について、対策組織や専門家との連携についてはどのように考えているか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず、ことし、NPO法人の方から、虐待防止に関する掲示板を市内に置かせていただけないかという提案がございました。私の方も、施設の関係もございましてお断りしたんですが、来年度に向けては、やはりそういうこともきちっとしていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、組織としましてですが、ちょっと午前中に議員の御質問にはっきりお答えしなかったんですけれども、虐待の対策の組織としまして、福祉事務所が所管する組織として、瑞穂市要保護児童対策地域協議会がございます。これは市福祉事務所だけではなくて、午前中には関係機関と言いましたけれど、市の教育委員会とか、人権擁護委員、県の中央子ども相談センター、岐阜保健所、北方警察署、もとす医師会、保育所長、市内の児童擁護に関する団体の代

表者などで構成する協議会でございます、これらの関係する機関と連絡調整を行う場所として位置づけておりまして、年2回以上の開催をしているところでございます。

その中で、教育長も述べられましたけれども、検討会もやっております。この会では、特に要保護と思われる小学校、中学校を対象に、臨時で市の教育委員会や各学校関係者、市福祉事務所、県の中央子ども相談センター、主任児童委員など、特別のケースに対応して情報交換や対応を協議しておるものでございまして、今年度、市内の全小学校、中学校で開催しております。

こういう事例が、毎日とは言いませんけれども、突発的にございます。きょうもございまして、昼休みに対応に追われるということもございまして、迅速にこういうことはやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

限られた人数の職員の中で、県の中央子ども相談センター、それから学校等、今、早急に対応しているところでございますけれども、今後ともいろいろな関係機関とも連携をとりながら対応していきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 私の聞きたかったのは、対策組織のあるのはもちろんのことだと思うんですが、今答弁された年2回の協議等は確実にやっていただかなければいけないことであり、今言われた突発的に、迅速的に対処しなければいけない。そんなことをきちっとしてほしいという私の願いがあるのです。

厚生労働省の子供虐待対応の手引の改正の中にもあります組織的な対応について述べている。すべての文書は省くが、特に困難な保護者への対応、ポイントとなる調査機関、協議など、複数の職員で対応することを心がけなければならない。担当者1人に負担がかかり過ぎないように、組織としてサポートしなければならない。一部抜粋ですが、また、児童福祉部局や福祉協議会や地域団体の積極的な活用をするよう心がけるべきである。一部抜粋ですが、一人の担当者の判断により、総合的、多面的な対応をしなければならないというふうに私は考え、先ほど言われた突発的な、迅速的な対応をしっかりとしてほしいという思いがあるのです。担当者が兼任するとか、福祉部の中で来年4月からかわるようではありますが、その配置について、しっかりと協議をしていただき、また今議会の議案にかかわることですので、これ以上は質問しませんが、対応をしっかりとしてほしいという願いを込めております。よろしく申し上げます。

では、次の質問は平成23年度瑞穂市の教育力向上について。

12月7日に新聞報道されたOECD加盟43カ国、非加盟の31カ国の地域を対象にしたテストで、日本の学力が向上したとの報道があったところですが、瑞穂市の教育力はもちろんのこと、先ほどの子供虐待もそうですが、この問題も、弱い立場にある子供たちにどのように手を差し

伸べなければならないのか、助けなければならないのかを聞くところであります。

ですので、特別支援学級の現状と今後について、また普通学級などへの補助職員配置について、お答えをください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員の御指摘の、弱い立場の子供たちへの教育ということは、瑞穂市では最重点課題の一つとしてとらえております。特別支援学級の現状と今後ということで、まずお話しさせていただきます。

現在在籍している児童・生徒数は22年の11月の段階で75名になります。内訳といたしまして、知的障がいを持った子たちへの特別支援学級、それから自閉症、情緒障がいの子供たちへの特別支援学級、それから言語通級指導教室と、この三つの形態があるんですが、知的障がい特別支援学級については小学校6校に設置しております、27名。中学校3校に設置しております、12名が通っております。自閉症、それから情緒障がいの特別支援学級については、四つの小学校で開設をしております、18名。それから、中学校は3校とも開設しております、9名が通っております。市内全域から穂積小学校に通う言語通級指導教室に9名が通っておるといいう状況でございます。

在学児童・生徒数の推移ということでございますが、多少の推移はありますが、ほぼ横ばいで、今後も同じような推移でいくと思われまます。ただし、来年度は、本田小学校の知的障がいの特別支援学級は子供たちが10名ほど見込まれておりますので、知的障がいの学級を2クラスにするということで働きかけております。特別支援学級に在籍するほどではありませんが、広汎性発達障がいなど、大変落ちつきがない、多動であるといった園児・児童がふえているということは御案内のとおりですが、そのための情緒の通級指導教室を開設するといった準備も取り組んでいるところです。現在、20名ほどがその対象としてとらえておるんですが、9名ほどの親から確約書が届いております。ただし、これは県が新設をする通級指導教室という基準にまだ満ちておりませんので、来年度については定かではありません。引き続き働きかけていきたいと思ひます。

今後、特別支援にかかわる取り組みといたしまして、幼稚園、保育所に在籍する落ちつきのない、また多動などの、そして集団参加が難しい園児たちの小学校への滑らかな接続に留意をするということに努めてまいります。

また、特別支援学級に在籍した子たちの将来の社会自立ということにかかわって、卒業生の追跡調査をしながら、小・中学校において指導すべき生きていく力をどのように考えるかということについて、今、研究を始めようとしております。

また、通常学級との交流及び共同学習についても一層の推進を図りたいと考えております。

また、最後ですが、通常学級に在籍する落ちつきのない多動などの児童・園児への対応につ

いて、職員、保育士の指導力の向上を目指すということが来年度以降の大きな四つの内容でございます。

また、補助職員についての質問ですが、幼稚園・保育所においては、学級の実態に応じて、よりきめ細かい指導と要援助園児への支援を目的に、補助職員を幼稚園・保育所で計50名配置しております。また、小・中学校においては、発達障がいを含む落ちつかない、一斉指導の中では理解が進まないなど、低学年の要支援児童の学校生活、学習を支えるため、学校生活支援員、市費でございますが26名を配置しております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 教育長の中にありました特別支援学級が最重点課題、本当に今後ますます増加していくように感じておりますので、さらに社会自立、生きていく力を育ててあげてほしいと、こんなふうに思っております。さらに温かな目を見ていただき、よりきめの細かい指導をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さらに、学力向上についてですが、先週9日の新聞に報道された、来年度から県内公立35人学級を中1に拡大と県議会で答弁がありました。それは、松川教育長の答弁であります。では、瑞穂市における少人数学級について、どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 岐阜県では、岐阜県方式という形で、現在も小学校1・2年生において35人学級を実施しております。さらに、新聞にもありますように、来年度から中学校1年生で35人学級を実施する計画が進んでおります。これは、県の方からも以前から聞いておった内容でございました。

本年度、瑞穂市では、小学校1・2年の35人学級を実施していることによって、市内7小学校に1,092名の児童が39学級で学習をしております。35人学級であることによって、1学級当たり平均児童数は28名という教室の子供たちです。小学校全体の学級の平均児童数は30.53人、中学校全体の平均生徒数は現在35.56人であります。

ここで、県が来年度、中学校1年において35人学級を実施するという方向を打ち出されたことによって、現在のままでいきますと、中学校1年は、来年度569名が15学級に分かれることになり、1クラス平均37.93名という38名近い1学級の平均になります。しかし、35人学級を中学校1年で行いますと、569名が18学級に分散して、平均して31.61名と、1学級の負担が大変少なくなるということで、瑞穂市としては、県の動きの中で、中学校1年の35人学級実施に向けて、教室確保について準備を進めております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 準備を進めているということは、この4月からの中1に関しては18学級の方向というのか、実施するというのでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 実施できると思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ありがとうございます。

やはり少人数の中で、しっかりとした学習の取り組みがさらに瑞穂市の学力向上につながるものと私は考えます。

また、そのことについては、市長のマニフェストの中の少人数の中の30人学級、そんなところにも結ばれていくのかなというふうにも考えますが、それでは、家庭の取り組みとして、食育については、数年前にも岐阜県のPTAより、朝食や食事の大切さ、早寝・早起き・朝御飯などに取り組んできましたが、岐阜県も食育について推進していますが、瑞穂市の学校教育委員会としての食育についての取り組みについて、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 食育につきましては、学校における食育ということでございますが、給食センターの栄養教諭が、毎月19日が食育の日ということでございまして、その食育の日を中心に給食時の放送等で児童への指導を行っております。

また、給食センター作成の献立表の中にも食育の日というのを位置づけて、すべての児童・生徒、保護者に周知しながら、食育について考えてもらえるように取り組んでおります。

この10月からは商工農政課とタイアップして、瑞穂市の野菜も取り入れております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 今、取り組んでいるお弁当づくりについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） お弁当づくりは、これまでの学校や家庭での学習や体験を生かす場として、またお弁当を自分で苦労してつくることによって、家族に対する感謝の思いがはぐまれること、親子ともにつくること等によって、家族の触れ合いが生み出されることをねらいとした取り組みだと認識をしております。

また、この取り組みが平成21年6月に実施された県のPTAの定期大会において行われた講演をきっかけに、県下に広がりを見せているということも知っております。

県内で実践が進み、この瑞穂市内でも県のPTAの新聞等に紹介をされておるということも理解しております。瑞穂市内で、これまでに穂積小学校、中小学校、穂積中学校、巢南中学校の4校が実施しております。まだ実施していない6校についても、現在1校、南小学校が計画中でございますし、5校が検討中という状況でございます。寮がある地域もありますので、そういったところの課題もあるかとは思っておりますが、今後考えていくべきだと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） お弁当づくりは、朝の忙しい時間でもあります。母親、子供たちの笑顔の中をつくる。ひょっとすると家庭の中では、早くしなさい。どうするの。何するの。洗ってあるのというような言葉の中で、成長が、しつけができるんじゃないかなと。大変な苦労かもしれません。また、保護者の中には、そんなお弁当ではなくて、学校給食でいいんだというような声もあるかもしれません。また、地域的な格差というか、問題点もあるかと思いますが、また家庭の触れ合いや会話もあり、すてきな家族愛が生まれるものと私は確信しておりますので、さらに拡大させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

国民健康保険特別会計の今後の見込みについて、少し端的な質問になりましたが、お答えをください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問の国民健康保険事業の今後の見込みという御質問でございますが、まず現状を歳入と歳出に分けて御報告させていただきたいと思っておりますが、平成20年度から増加し続けました保険給付に対応するために、今年度、22年度に医療分の税率改定をさせていただきました。その改定後の状況でございますが、経済不況が影響しまして、改定時点、当初計画しておりました時点で、前年比で約1億7,000万円の増額を見込んでおりました。しかし、約3,500万ほどの減ということになりまして、調定額では9億7,200万円となっております。しかし、昨年度と比べますと約9,600万円の増額となっております。今後につきましては、保険税の確保については限られた税であるために、公平な徴収にさらに努める必要があると、そんなふうに考えております。

一方、歳出の保険給付費の今年度11月末までの支払い状況を見ますと、15億8,000万円となっております。昨年同期よりも約800万円の減額となっております。今後につきましても、前年度並みと想定していきますと、10億8,000万円と見込むと、今年度における保険給付費は前年度並み、もしくは減額になるんじゃないかというふうな見込みを立てまして、おおむね26億6,000万円と見込んでおります。

このような状況からしますと、今現在では税率改定の効果もあったということもありますし、厳しい状況下ではありますが、比較的安定した財政運営ができているものと考えております。今年度中についても、このような状況が言えるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ただいまの答弁を踏まえまして、答弁の中に「公平な徴収」という言葉がありました。9月議会にも市長所信表明及び提案説明の中で保険給付については増加傾向にあると述べ、そのため、公費負担、保険税で賄えない部分を基金の取り崩しにより対応している状況であり、これを改善するために、平成22年から医療給付分の税率改定を行いました。ここで質問ですが、適正な負担となるよう努めるとある。公費負担、基金取り崩しも含め、その適正な負担という言葉はどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） 適正な負担ということですが、まず国民健康保険事業につきましては、保険税と国庫・県補助金、負担金で賄うとした制度ですが、さらに独立採算性を原則とする特別会計で運用しております。国保会計は、支出に応じて収入を確保しなければいけない点が大きな特色であるわけですが、国民健康保険の状況からしますと、経済や雇用の状況が国保税の収入に大きく影響してまいります。しかし、収入は望めないからといって、保険給付を削減することはできないと思います。このことから、適正な負担ということは適正な保険給付になるものであると考えております。給付の方が安定すれば、一部負担をいただく、窓口負担も含めてですが、安定するものであるというふうに考えております。瑞穂市の場合、保険給付費を減少させ、安定した状況となることが適正な負担につながるものと考えております。このためには、健康づくりへの取り組みとして、健診、保健指導の推進、レセプト点検等の充実、さらには医療機関への受診マナーや後発性の医薬品の周知・啓発に取り組み、利用の促進を図りながら、適正な医療費となるような計画的な運営をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 国民健康保険税は破綻しているのではないかと、また高いのではないかとこの言葉をよく聞きます。また、先ほどの答弁の中の、比較的安定した財政運営ができています。また、健康づくりの取り組みなども医療費軽減のための今後につながる考え、そんなことも答弁をいただきました。また、この経済状況の中ですから、計画的な運営をさらにお願います。

そこで、質問ですが、今、比較的安定した財源である、健康づくりの取り組み、医療費軽減

と言われましたことについて、来年度、また今後の国民健康保険税の改定を考えているのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘のとおりでございますが、現段階では医療費も安定しております。これに係る平成23年度の税率改定は現在のところ見込んでおりません。今後、法律等の改正による部分が発生するようなことであれば、また御協議申し上げたいと思いますが、医療費に関する税率改正は見込んでいないというふうで御理解をいただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） まず、医療費等もきちっとしていただきまして、さらに高い保険税を払うことによって、また未納者がふえという悪循環にならぬよう努めていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。環境エネルギー問題についてです。

ことしの夏の電気料が、緑のカーテン事業によってどのような効果があったのか、お聞かせくださいと聞くところではありますが、この夏の猛暑でありましたので、電気料については、ことしは異常気象だったので、電気料だけで判断することは難しいと考え、緑のカーテン事業についての成果をお答えください。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 庄田議員の質問にお答えさせていただきます。

今言われたとおり、電気料等では、配布した43カ所のうち可能な37カ所は一応調べましたが、言われたとおりで、0.8%ぐらいの電気料の微量の増があったんですが、緑のカーテンについては初めての試みでもあり、実際に緑のカーテンによる詳細な効果は把握できておりません。

ただ、緑のカーテンを実施することで、風鈴等と同様に人の感覚的な納涼を楽しむことができ、風物詩として涼むことができたのではないかと考えております。

なお、現在も各施設におきましては、温暖化削減計画の目標値に向けてさまざまな施策を行い、日々努力しているところですが、その施策に来年度も緑のカーテン事業を加え、今年度実施した緑のカーテン事業からとれた種も一部利用し、来年度も緑のカーテンを実施していきたいと思っております。

ほかに、市民の方々への啓発といたしまして、4月の広報にて緑のカーテンの事業でとれた種からの育て方を掲載する予定でおりますので、今後も各家庭において、地球温暖化対策事業の一助として発信した緑のカーテン事業が根づいていくことができれば幸いと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 二つ目に、昨年6月より始めたレジ袋削減について、1年が過ぎ、どのような成果があったのか、お答えください。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 二つ目のレジ袋の削減につきましては、地球温暖化防止及びごみ減量化を推進するとともに、循環型社会を構築し、未来の子供たちに快適な自然環境を残すため、昨年度4月16日に6事業所、8店舗と、瑞穂市レジ袋削減有料化の取り組みに関する協定を結びました。6月1日より有料化が開始され、18ヵ月が過ぎましたが、協定書にあるレジ袋辞退率80%以上の目標につきましては、各事業所より定期的に報告をいただいております。各事業所ともに軽く80%を超え、辞退率の高いところでは90%を超えている状態です。

また、私が買い物等に出かけたときに、お店のレジ等をうかがっておりますと、レジ袋を断るといふ姿ではなく、自分のマイバッグをお持ちになられまして購入されている傾向を目にしております。

このような現状や数値でもわかりますように、市民のレジ袋削減に対する意識は定着したものであると思われまふ。しかし、いまだ1割程度の方々がレジ袋を購入している姿もございまして、広報等にて啓発を図ろうと思っております。

なお、有料化を開始してから、11月までの18ヵ月でレジ袋辞退枚数は700万枚、CO₂換算いたしますと350トン、ごみ換算削減量は56トンとなっており、月平均のレジ袋辞退枚数は39万枚、CO₂換算は19トン、ごみ換算削減量は3トンとなります。このような数字であらわしますと、レジ袋削減により地球温暖化防止及びごみ減量化に対して大変大きな効果をもたらすことができました。

また、報告になりますが、レジ袋販売に伴う収益金を環境保全のためにと、ことしの3月に1事業者から、4月にも1事業者より寄附をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） レジ袋でCO₂の大きな削減ができていることが確認できました。39万枚、そのような大きな削減ができたのなら、さらにレジ袋の削減の問題については、瑞穂市内の市民に協力していただいた旨、また今後お願いする旨も啓発をさらにしていただきたい、そんなふうに使わせていただきました。

さらに、瑞穂市のごみ削減やごみ処理問題を早期に解決していただきたい、そのように考えております。

では、ことしの取り組みについては、生津小、西小の芝生についてであります。昨日、公明党の若井議員も質問がありましたが、他の学校は手を挙げていないとの答弁でありましたが、

多くの作業量と経費がかかる。しかし、環境など、一長一短があると感じています。

そこで、林次長の思いでなく、芝生化について、生徒、地域、学校、保護者の声と維持管理状況についてお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） それでは、生津小学校と西小学校の芝生について、私の個人的な意見でなく、学校からの反応を取り寄せましたので、それについて報告をさせていただきます。

まず、生徒の声ですが、芝生の上で遊ぶのは非常に気持ちがいいという声でした。それから、地域の声としまして、近所の方です。砂ぼこりが立たなくて、窓があけられ、本当に感謝しているという意見をいただいております。また、学校の声としましては、運動場での子供のけがが減った。また、職員室とか保健室へ入る砂ぼこりが少なくなったということでございます。それから、保護者の声としましては、芝生の上でサッカーなどをしておる姿を見て、気持ちがよさそうだと。また、運動会も芝の緑のおかげで涼しく感じた。集約すると、両校よりこのような回答をいただいております。

次に維持管理費についてですが、芝刈り機を2台購入しました。1台当たり72万4,500円でありましたが、この購入費につきましては、スポーツ振興くじの助成の対象でございます。

また、水道代ですが、生津小学校で約54万8,000円、西小学校で約38万7,000円と非常に多くかかりました。

その他、冬芝の種代、肥料、土砂の補充、ガソリン代等、消耗品、そういったものを含めて、2校で約75万円の経費がかかりました。

なお、管理についてですが、今年度、初めて行った事業でありまして、私たちも勉強しながらということでありましたので、なかなかPTA、ボランティアにお任せすることができず、行政主導という結果になりましたが、来年度はこのノウハウをPTAに引き継ぎ、ボランティアで行っていただく計画をいたしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 芝生化については、生徒、本当に気持ちがいい、砂ぼこりが立たない、けがが少なくなった、サッカーができた、涼しく感じたなど、よい点ばかりでありましたが、中には厳しい声もきっとあったと思います。そんなことも踏まえて、継続について、せっかく始めた事業でございますので、よく理解をいただけるように、PTA、保護者、学校教員などにしっかりと理解を深めていただき、進めていただきたいと思います。以上でございます。

また、水道代についても、より工夫をしないと経費ばかりになっているのではないのか。先ほどの緑のカーテンづくりにも水代ばかりがかかったのではないのか。しかし、それも一長一短があるのではないかなというふうに思っております。また、その経費がそんなにかかるのなら

なんていう話にならないように、継続ができるように願っております。

この環境の取り組みについては、瑞穂市は他市町よりおこなっていることもあります。そのおくれについては早く解決するものと、今後の維持管理などの負担を考えると、十分な議論が必要ではないかと考える。今議会でも水道代を補正にしているとか、来年度は当初から水が必要であることから、今年度以上になるのではないかと。また、レジ袋削減だけでなく、ごみ全体の削減の取り組みを啓発すべきと考えます。

私は、このごみ処理問題については、有料化の問題やら、リサイクルセンター計画など、自治会との話し合いや、さらに多岐にわたる問題だと考え、産業建設委員会の所管するところではございますが、私は特別委員会とか、議員の皆さんと話し合う場を持ち、どのぐらいのものが必要なのか、なぜ必要なのかなど、議論の場が必要だと考えております。

最後に、先日、地域の皆さんと水路清掃をしました。ことしで2年目でしたが、去年はヘドロでメタンガスが発生しているような状態でしたが、その同じ場所にはコイやフナなどが何匹もいました。地域の皆さんがこの住んでいるところをきれいにしようという思いの心がコイを呼んだのではないのでしょうか。小さなことかもしれませんが、住民力があることを感じましたことをここに報告いたしまして、これをもちまして質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、再開は、5時5分から再開をいたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時09分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 森治久君の発言を許可します。

森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番、新生クラブ、森治久です。

議長より質問の許可をいただきましたので、これより質問させていただきます。

質問事項は、以下2点でございます。1点目は、介護保険制度についてでございます。2点目は、教育施設の総合的整備計画についてでございます。

なお、詳細な質問は質問席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目の介護保険制度について質問させていただきます。

介護保険制度は、そもそも高齢者保健福祉政策の従来の老人福祉、老人医療制度による対応には限界があるという視点から、高齢者介護に関する従前の制度の問題点を改善するために2000年に介護保険が施行され、2005年に介護保険法の一部が改正され、現在の介護保険制度が実施されております。

介護保険導入は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大したことから、そして一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化したことにより、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み、介護保険の創設という経緯と意義がございます。

そして、従前の制度との大きな違いは三つあり、一つには、自立支援。単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としているところ。もう一つに、利用者本位。利用者の選択により多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度であること。そして、もう一つに、社会保険方式。給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しているところでございます。

そこで、お尋ねいたします。県下で、広域で運営しているところはどこがあり、幾つございますか。そして、その理由は、わかる範囲で結構でございますので、御存じであれば、もとす広域連合も含めて、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 介護保険制度について、森議員の御質問にお答えします。

まず、瑞穂市は、御存じのとおりもとす広域連合の中で運用されております。それから、揖斐広域連合というところもございます。それから、安八郡の広域連合、それから、独自として岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市も独自ということによっておみえになりますけれども、その中で、介護保険事業としましては、もとす広域連合としまして、運営に当たりましては北方と本巣と瑞穂市の中で広域で行っていくことが一番効果がある。それから、人的にも確保ができるということで、もとす広域連合として発足しておりますけれども、他市町においても、介護保険制度の中で、それぞれの特徴はあるものの、制度の中で事業を行っておみえになると思います。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、瑞穂市において、単独で運営を行った場合の運用、サービス、経費含めて、総合的な試算はしたことがございますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市独自でこういう介護保険の制度を運営するという試算をしたことはございません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

広域でやられるにも、いろんな部分でのメリット、また逆にデメリットもあるかと思いますが、デメリットではないかもしれませんが、その部分はまた後ほどお尋ねするにして、私もインターネットで閲覧しますと、全国でも広域で行っておるところの方が逆に一部だけであって、岐阜県下でも、先ほど大垣市どうのこうのとおっしゃられましたけど、私がインターネットで見ます限り、もとす広域、揖斐、安八、羽島の4カ所であったように記憶しておりますので、大垣は単独で今現在、墨俣等と合併されて一つで運営されておるとお思いますので、その点は訂正だけさせていただいておきます。

それでは、もとす広域連合の制度の取り組みと近隣他市町との相違点についてお尋ねをいたします。

まず、介護サービスを利用するためには、在宅でサービスを利用したい場合でも、施設へ入所したい場合でも、市に要介護認定の申請をして、介護や支援が必要であると認定されることが必要でございます。その手続の流れは、簡単に言えば、窓口申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。そして、認定に基づき、どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランや介護予防ケアプランを、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー、または地域包括支援センターを介して、サービス担当者がケアプランを作成して、サービス事業と契約後、サービスの利用開始という運びになります。

そこで、お尋ねいたします。ここで一番大切なことは、要介護認定、いわゆる訪問調査をいかに申請者ニーズに耳を傾ける形で訪問調査がなされるかが重要、また介護サービスを利用する者にとって使い勝手のいいサービスになるかの分岐点になるのではないかと考えます。

現在、もとす広域連合の介護制度の取り組みで近隣他市町との相違点、また運営側として、サービスの利用者から感じ得る問題点があれば、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 要介護認定の入り口とも言えます認定調査の件でございますけれども、これについては調査項目が国によって示されております。それから、国からの通達もありまして、標準化が図られていると思いますが、その中で、入院中に認定調査する場合は、厚生労働省の要介護認定調査員のテキストに準じて調査をもとす広域連合はしております。

他市町と、保険者でございますけれども、保険者との相違点をちょっと述べさせていただきたいと思います。

もとす広域連合としましては、病院で調査を実施しているかということでございますけれども、原則は入院中は行っておりませんが、例外としまして、退所後の施設の予定者とか、末期がんの方、それから福祉用具の貸与、住宅改修を行わないと在宅に戻れない場合は病院調査を実施しております。

それから、揖斐広域連合では、やはり同じように原則入院中の調査は行っておみえになりません。

安八郡の広域連合では、入院中でも実施してみえます。

各務原市の方は、申請時の本人の状態の安定を確認し、入院中でも実施してみえます。

羽島市ですが、申請時に本人の状況の安定を確認し、入院中でも実施している。

大垣市でも同じことです。

岐阜市でございますけれども、保険者として岐阜市ですけれども、原則入院中は行っておみえにならず、もとす広域連合と同じような対応を試してみえます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

今、御答弁をいただいた中にも、やはり他市町まちまちで、若干の、もちろん国からの指導、通告、通達がございますので、その手順、手引に沿っての活用ということになっておると思っています。私も調べますと、基本的には自宅で訪問調査を行うというような簡単な明記でございます。これが通常の手順の基本であろうと思いますが、今の御答弁にもありましたように、他市町では、病院に入院中でもそちらの病院へ出かけての調査もされるということで、在宅、どこか悪くなって、当然病院で治療して、入院されるんですね。ほとんどの高齢者の方は、多くはもとの健康状態、病気になられる、けがをされる前の状況に戻っての退院ではないんですね。何らかの障害なり介護支援が必要な状態での退院を余儀なくされるのが現実でございます。そういうときに、次の施設へ入所する場合、また家等の整備ですね。介護サービスを受けるというようなこと的前提であれば、特例として認めておりますよというのが広域連合の取り組みであろうと思いますが、やはり入院中に、介護に 1 人、2 人、3 人と、経験のあらわれる方、この制度を活用された方は仕組みが理解されて、そのようなことでも間に合うのかもわかりませんが、初めて活用される方にとっては、その後、本人も家に戻りたい、家族としても、何とか自分たちの手で親の面倒を見たいということであれば、自宅で介護をしようということになりますが、いろんな不安があると思います。それは当然、それまで包括支援センターの相談窓口がございますので、そちらへ出向けば、いろんなアドバイス等をいただけたとは思いますが、しっかりした訪問調査をいただいたときに、介護度であったり、要支援度はどのぐらいかということと、あとはざっくばらんな、本当に家へ帰って介護する程度でいいのかなあ。そうじゃなかったら、施設入所をというようなことも、いろんな不安を持った中で、このような申請をされるというのが実情であろうと思いますので、やはりほかのまちも、病院での入院中の訪問調査をされるのであれば、柔軟にしっかりと窓口でのそのような対応をお伝えいただける、また、できれば入院中も基本的には行っていただけるというような取り組みを広域連合の中で検

討いただけたらと思います。

最後に、今後、核家族化した状況の中、ますます高齢化が進むことになれば、介護保険制度のあり方は今以上に絶対不可欠なものになってきます。制度にも財源にも限りはございます。しかし、利用者側にとっての使い勝手のよい仕組みづくりや手続、プロセスはまだまだ改善ができることと思います。もとす広域連合、瑞穂市ならではの利用しやすい仕組みづくり、そして、何よりも介護を受けなかったり、病院にかからないようにすることも大切であり、個人や地域のできる範囲で自助、共助の精神で支え合う地域の個性を生かせるような自助・共助社会と、将来の負担を大きくしない高齢者社会の仕組みづくりを確立していかなければなりません。

また、もとす広域連合の加盟自治体でもあります隣町北方町では、今議会で認知症、高齢者の見守り活動として、認知症の高齢者を支える地域の輪を育てるため、一般町民を対象に、町高齢者見守り隊養成研修の開催を検討し、研修を受けた方には登録をお願いし、高齢者を見守る組織を養成したいとしております。

そこで、お尋ねをいたします。

先日の若井議員の地域福祉支援体制についての質問にも重なりますが、介護も医療も予防が大切でございます。市民に介護予防の大切さを推進するためにも、瑞穂市ならではの地域と連携する介護予防等の仕組みづくりの御提案を申し上げますとともに、そのお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 前のときに、行政の組織の問題でもお話し申し上げましたけれど、まず、今、児童高齢福祉課の介護予防として保健師と担当職員がおります。その中で、やはりなかなか御期待に沿えない部分もございますので、今、健康推進課でやっています成人の予防事業等も踏まえて体制を強化していきたいと考えております。

それからもう1点は、先ほど問題提示されました社会福祉協議会の中に入っています地域包括支援センターと、それから介護の認定調査の関係の連携がなかなか今の体制ではとれていないのが現状です。先ほど御指摘の、例えば来場者の方への対応とかするためにも、今後、一体化するというんですか、そういうものの体制を整えていかなきゃいけないというのは私たちの方でも問題として上がっております。

それからもう一つ、前も述べましたけれども、今度は見守りとして、体制づくりとして、きのうも言いましたけど、自治会と、それから地域包括支援センター、社会福祉協議会、それから警察とか医療機関、そういう人たちを含めた見守りのネットワークを、絵にかいたもちにならないように実際に動けるような体制づくりをしていきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

私もこちらの介護保険の手引ですね。もとす広域連合というところからの手引でございますが、こちらには、先ほど部長の方から御答弁いただいた例外の部分は一切ないんですね。載っていないんですね。例外で、こういう場合は病院等に出向いても訪問調査、先ほども窓口の中でも、ある担当者、窓口での対応によっては、そのことを聞かれればお伝えするかもわかりませんが、聞かれなければそのままということになりますので、一つは、しっかりと広報していただく。また、その広報には、こちらの手引になかなか載せるということが、でき上がっておるもので、どうやって載せるのかという経費の面もあると思いますが、しっかりとその部分は、サービスをいかに市民に使い勝手のいいもので御利用いただくというような視点から考えますと、至れり尽くせりの部分の手引にさせていただきたいと思います。ただし、先ほども私申し上げましたように、介護には、医療には予防が大切であり、どこまでも介護制度を上限なく手厚いものにすればいいという考えで申し上げておるものではございませんので、その部分だけはつけ加えさせていただきます。

それでは、この質問を終わらせていただきまして、次に2点目の教育施設の総合的整備計画について、質問をさせていただきます。

子育ての一元化に伴い、保育所の所管が教育委員会に委任された現在、保育所、幼稚園、小学校、中学校整備において、全教育施設を利便性かつ経済性を考慮した総合的計画をどうお考えかをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 最初に保育所についてですが、この11月に所管が教育委員会へ移行されたばかりで、まだすべてを掌握しているわけではございませんので、大変申しわけありませんが、現在、牛牧第2保育所の改修を行っておりますが、今後については、福祉部から幾つかの課題を引き継いでおりますので、今後、教育委員会で検討していきたいと考えております。

次に、幼稚園ですが、今年度、耐震補強と3年保育のための改修を行いましたので、受け入れの体制は整ったと考えております。

次に、小学校ですが、一番の課題が、牛牧小学校の児童数の増加による教室不足でございます。8年後には児童数約1,000人が想定され、マンモス校となるため、増改築等の検討を行っていききたいと考えております。また、このほか、西小学校の増築、生津小学校・南小学校の屋内運動場の改築等も計画していかなければならないと考えております。

次に、中学校ですが、穂積中学校の運動場の拡張と、それに伴うテニスコートの整備であります。これも行っていききたいと考えております。このほか、穂積北中学校の大規模改修、こういったものも計画をしていききたいと考えております。

私たちのまち瑞穂市は人口が増加し、児童・生徒がまだまだ増加の傾向にあります。さらに、

現在、40人学級ですが、今後35人学級となっていくことが想定されますので、教室の不足、そういった事態が起こらないような施策を基本として整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 実は、ここで大変失礼いたしますが、スピーディーな質問をと思いましたが、先ほど介護の点で1点だけ大事な部分の質問を忘れてましたんですけど、よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） はい、よろしいです。

6番（森 治久君） それでは、再度、介護の件で質問させていただきます。

議長（小川勝範君） 森君、今の質問はこれで終わりですか。

6番（森 治久君） いえ、まだ続きにやらせてもらう……。

議長（小川勝範君） 今の質問をやっていただいてから、またやってください。中途半端になります。

森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの御答弁にもありましたが、穂積中学校グラウンド拡張に伴う市民テニスコートの現状での整備計画が幾案かございましたら、簡潔にお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほど申しましたが、穂積中学校のグラウンド拡張と市民テニスコートの整備をあわせて検討ということでございます。穂積中学校のグラウンドにつきましては、基準面積より不足し、現在も非常に狭小であるということになっております。また、テニスコートにつきましては、現在5面ですが、学校とか体育協会、あるいはテニス連盟からも最低8面欲しいというような要望をいただいております。こうしたことから、昨年度来、学校南側の民有地につきましては地権者の説明会を開催し、拡張の方向で協議をしまいましたが、今年度は穂積中学校の改造、改築、それから巣南中学校の増築があり、1年間見送ってきたということでございます。現在、来年度の事業ヒアリングを行っておりますが、教育委員会としては事業実施に向けての計画を立てていただきました。ただ、このヒアリングにおきましても大変財政状況厳しいということをお聞きしておりますし、私どもも感じておりますので、いろんな検討をまだまだこれからしなきゃいけないなと思っております。

今言われました案としましては、南側の民有地を買うのか買わないのかというのが一番の基本になるかと思っております。そのためには、どうした整備をするのかということになってくるかと思っておりますが、大変大きな問題だと思っております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

幾案があればというようなことでお尋ねさせていただきましたのは、私、この質問は、さきの9月のときにも質問させていただき、現コートの西側というのは前々からお聞きをしておったということで、ただし、もう1案、ほかにもあるようなことでお聞きをして、9月の議会でもお尋ねをさせていただきました。もう1案があれば、逆にすべての案が精査されて、この1案になっておるのか、再度教育、また財政をかんがみたときの御答弁がございましたら、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） テニスコートの候補地として、現在、J R 沿いの池がございますが、そちらの池をどうかというような意見をいただきました。まだ具体的に話は何も進んでおりませんので、今言えますのはこれぐらいになるかと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） さきの9月のときにも同じように、J R の北の穂積中学校の北側の池です。こちらのということもありましたので、今、御答弁をいただきましたので、執行部の皆さん方においてはなかなかお話ができないと思いますので、私なりに精査する現テニスコートの西側の、先ほど教育次長からお話が1番目にありました場所への移設になれば、これは安全性、また利便性、公共施設等の連続性から評価しても適切な移設場所であろうと思います。また、先ほど追加して御答弁いただきましたJ R の南ですね。穂積中学校の北側の池、こちらは財政面、経済性からすると、先ほどの現コートの西側よりは安価で整備ができるということで、その分では上位になるのかなということに思いますが、財政等をかんがみる中に、この2案がある中で、早期の整備の一本化、または計画の一本化をしていただくことが、穂積中学校の皆さん、また市民テニスコートでございますので、テニス愛好者、また利用者の皆さんの負託に沿うことになろうと思いますが、財政面から見た面で何かございましたら、御答弁ください。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほども林次長から、教育委員会が抱えている義務教育施設の課題がらるあったわけですが、実際、私どももこの11月に事業ヒアリングをやりまして、まとめております。それを見た限り、先ほどもありましたように、牛牧小学校の校舎増築で、将来的に27年ぐらいにはというような話でございますが、3億5,000万とか、それから北中学校の大規模改修が近々、これも4億と

か、とにかくけたの大きいのが義務教育施設関係で相当ございます。その中で、義務教育施設ですので優先順位が高いという判断はしておりますが、今、議員、まさにおっしゃられたように、その必要な施設であっても、いわゆる将来的な面整備の中で、今おっしゃったように図書館とずうっとつながった学園都市的な構想が教育委員会の方から理想の形で出ているわけですが、財政面との比較の中でどこが最もいいのか。あるいは、例えば市民のテニスコートについてはもう少し後にさせていただいて、今のテニスコートの南側に駐車場もあるわけですが、そこら辺も活用して、今聞いておる範囲では、運動場は不足している面積についても、1人当たりの面積というのはあるわけですが、そんなに広大な面積が足りないというわけじゃないですね。今の時点では200平米ぐらいというような話で聞いておるんですが、そこら辺のところも、将来的な生徒数の増加のシミュレーションも考えながら考えていくべきだとは思っております。何せ財政が、きのう、きょうの議会も通じてお話ししておるところですが、税収だけで5億減っているという実態があるわけですね。これが、来年になったら改善するというめどが立てば将来的な明るい見通しが立つわけですけれども、今の経済状況ではしばらくまだこの厳しい状況があるということになれば、義務教育施設とはいいながら、やはり優先順位をつけたり、中を精査してやらなきゃならないというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

先ほどは、幾つか案があればということで、二つお聞きして、今、三つ目の現コートの南側にある駐車場を取り壊して、そちらに中学校だけのテニスコートですか。これは中学生がクラブ等で使えるようなテニスコートだけをつくった後、市民テニスコートはまた先の検討を続けるというような三つ目の案ということでお聞きしてよろしいでしょうか。多分そういうことであると思いますので、もしそうであれば、やはりこの三つ目の案はいかにも短絡的であり、また財政からしたときには、もちろん先送りということが無難な選択であると思いますが、短絡的、また浅はかな選択計画であるなあと。これを市民の皆さんがお聞きされたら、そうであれば1年前にできたのではないかというように思っております。いずれにせよこの三つの案があるということでございますので、財政厳しい折ではございますが、一刻も早く一つの案にしっかりとまとめていただいて、財政、また公共性、利便性等、いろんな方面から考えていただいた一番ベターな整備計画を推進、また実行に移していただきたいと思ひまして、この件におきましては終わらせていただきまして、次の保育所の整備計画についてお尋ねをさせていただきます。

先ほど御答弁の中に、福祉部から幾つかの課題を引き継いでおりますという御答弁がござい

ましたが、幾つもの課題というものがあるのであれば、具体的に何か、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 懸案事項と私どもが感じておりますのが、老朽化しております穂積保育所、牛牧第1保育所、本田第1の南舎でございます。耐震補強といった面もございます。そういった改修。それと5歳児保育を行っていないのが本田の第2保育所だけであるということで、これの受け入れ。また、未満児保育は現在待機者が出ておる状態です。来年度の申し込みにおいてもオーバーしている状態ですので、その受け入れのための施設整備をどうしていくかということが現在起こっております懸案事項であるということでございます。よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

9月の議会におきまして、教育長の方より、今後、幼児教育においては公設公営でと明言をされております。公設公営で続けていくとするならば、今幾つもの課題があるものをクリアしていくのか、それともどうなのか、これは財政から見たときは大変厳しい数字が出てくるのではないかと思います。幼稚園整備が一段落した今、保育所整備の是非については、今後、保育園児の入所動向を踏まえた上、現状施設での受け入れ体制、いわゆるキャパがどうであるか。そして、市民ニーズが何を望んでおられるのかが最重要判断材料になるのかと思います。

また、老朽化した施設、今おっしゃられたような施設においては、5年後、10年後の保育をどう運営していくのか、公共性と、先ほども申し上げたように経済性との両方からかんがみの中で幾つもの観点を考えて、早期の整備計画が必要であると思われれます。いかがお考えかをお尋ねしたいと思います。

また、老朽化が著しく、安全性、利便性等から危惧されております、先ほどの穂積、本田第1、牛牧第1保育所の耐震強度はクリアされておられるのか。されていないのであれば、耐震補強は施されているのかをあわせてお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほど申し上げましたが、全体の計画をつくっていきたいと考えております。今御質問の耐震強度につきましては、当時、調査対象ではなかったと。それと、耐震の基準がない鉄骨ブロックづくり、こういった建物であるため基準がないので調査していません。こういったところにも改修、あるいは耐震補強するのがいいのか、そういったところもあわせて検討していきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ただいまの御答弁で、耐震強度の審査基準ではなかったということで、決して安全であるか、震度5の地震が起きたときにどうか、4のときにどうか、6のときどうかというような調査がなされていないということだと思います。それは、すなわち安全性が担保されたということではございませんので、一刻も早い対応をしていただけるようお願いをしたいと思います。

また、他市町では、瑞穂市と同様に昭和40年代に大きく人口増加をされて、そのときに多くの施設が急ピッチに整備されました。そのような施設の建てかえ等は、やはり今どのまちも財政的に厳しいという折、延命化というような措置がとられていくということでございます。延命化もひとつ視野に入れる中で、財政面等を考える中で、まずは一番に考えないといけないのは子供たち、利用者の安全でございますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

私は、幼児教育は市民の選択肢をどのように用意するかであり、民間で担えないところは公共が担うという姿勢が、瑞穂市の幼児教育施設状況や幼児入園状況の現状と今後を総合的に判断するとき、現実的な政策であると考えます。すなわち早い段階での民営化の是非も視野に入れた議論と施設整備計画の立案が望まれるところでございます。

そこで、最後に、瑞穂市としての子育ての一元化がされた今こそ、幼児教育のあり方を教育理念と将来の財政見通し等を総合的に判断し、検討、計画、立案を目的とする所管を超える瑞穂市幼児教育検討プロジェクトチームの必要性を御提案申し上げますとともに、そのお考えを、教育、財政、両所管、そして市長の総括的なお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今の質問についてお答えをいたします。

教育長といたしましては、公設公営で幾つかの選択肢を市民に提供するという立場で仕事をさせていただいております。

また、その教育内容につきましては、幼児のあり方検討委員会、小学校区ごとの幼・保・小の連携協議会等を立ち上げて、内容の充実を図ろうとしておるところでございます。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 財政面からということでございますが、御承知のように、瑞穂市では教育委員会に保育所が所属しておりますが、結局国の方では厚生労働省の管轄になるわけでございます。そうすると、今の状況では、厚生労働省関係の公設のものについては補助金がないわけですね。そうなりますと、やはりすべて市費で賄っていく必要があるということでございます。それで、危険回避の、いわゆる建物の安全を確保するというのは当然のことでございますが、そこでまた新たな建てかえとか、そういった問題に直面する場合は、やはり議員御指摘のように民営化というのも選択肢の一つとして考えながら、将来計画を立てていくべきだなというふうには思っております。

財政面からもそうですし、もう1点、定員管理というのを御承知だと思いますが、国の方の公務員の定数を減らすということを命題として掲げておりまして、末端行政も同じようにやっておるわけですね。そうしますと、先ほど来出ていますように、地方分権の仕事がどんどんふえてくる中で、民で任せられるものについては民の力も活用していくというのも一つの政策的には必要だと思うんですね。ことし、清流みずほさんが保育園をやっていただいたんですが、それに対して、県を通じて国の補助金がトンネルで行っておるわけですが、そういった形でやっていただければ市にとっては非常にありがたいことでありまして、また子供の育て方とか、教育に関して、いろんな選択肢ができてくれば、この瑞穂市の、今、教育長さんがおっしゃられたような教育についても資するところがあるのではないかなという思いがありますので、そこら辺も検討するためにこのプロジェクトもいいなあとは思いますが。

もとをただせば、総合計画というのがあるわけですね。きのうもある議員さんにもお答えしたと思うんですが、総合計画が18年に立てられておりまして、5年経過したんですが、もう内容を精査しなきゃならない時期なんです。ですから、そういった中で、後期計画の見直しもやっぱりしなければならぬと思っています。その中で、将来の瑞穂市をどうすべきかということをもう一度問い直しながら、後期計画をつくり直すということもやっぱり必要になってくるのかなと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、最後に私の方からお答えをさせていただきます。

いずれにしても、私の基本的な考え方は、まちづくりは人づくりから、まさに教育が一番大事だということが一番言い続けてきたところでございます。そういう中におきまして、幼児教育をどうすべきか、また学校教育をどうするか。このことにおきましては、これまでの一般質問等々でいろいろお答えをそれぞれさせていただいておるところでございます。

この施設の関係におきましても、今、企画部長から申しましたように、公立が保育園をやりますと補助金がない。こういう関係におきましても、なぜ公立がやると補助金がないのか。こんなことは本当に矛盾をしておるところでございます。全国の市長会、もちろん県の市長会でも取り上げていただいておりますし、全国の市長会でも、この瑞穂市だけでございませぬ。ほかの方からも出ておりまして、当然そういったところも同じように補助をしていくべきだと、こういう要望もいたしておるところでございます。

そういう中で、やはり今申し上げました一番大事な人づくりの分野でございますので、私は、議会の皆さんと、将来のことを決めていくことですから、十分協議をして決めていきたいと思っておりますが、実は穂積中学校を建てるにつきまして、前のときは、もう耐震はすべて終わっておる。もうやらなくてもいいと議会に報告されておったんです。それを、耐震どころか、建てかえなあかん。私はこんなことは申しませぬから、全部オープンにして、本当に議会の皆

さんのお考えも聞きながら、最もいい形で瑞穂市の行政を進めてまいりたい、このように思っておりますので、必ずいろんな分野におきまして御相談申し上げて、よりよい瑞穂市の教育のすべてを考えてまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 市長には、聞いておりませんことまでお答えいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来、私、安全面ということですね。これは、先ほど所管である次長の方からも、調査がされていない。調査をする基準の建物ではない。また、審査基準に適合する建物でないというような御答弁であったことが一番本日重要であったかなと思います。それは、いつ何どき、どのような災害が起きるかもしれない、またどのような被害が起きるかもしれないというのは、震度 7、8 であっても大丈夫やという建物であれば何の心配も要らないということではございませんが、少なくとも調査がされていない、またそういう審査がされていない建物というのは一番危険性というものが高いと思います。その部分の整備においては、いろんな意味で、先ほども財政から見たときには、今後は民営化というようなことも現実問題考える必要性があるのではということでございます。片や理想では公設公営で、揺りかごから巣立ちまでですか、このようなことでありますが、その点を十分に、所管をまたいた民営化も視野に入れる中での瑞穂市幼児教育検討プロジェクトチームというものの必要性を再度お伝えし、また本日最後に、先ほど一つ聞き忘れました点だけを追加にさせていただきますして、質問を終わらせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

介護保険制度がもつ広域連合で運営され、節目の 100 年を経過しようとする現在、広域内の第 1 号、第 2 号被保険者の割合と広域内における介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、また介護老人保健施設、老人保健施設の施設数、また施設入所状況をどのように御認識されておられますでしょうか。また、現在の広域内における入所希望者の待機状況をどう思っておられるのかをお尋ねさせていただきます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市内には、来年度に向けて、特別養護老人ホームとデイサービスの関係の施設ができます。今のところはそれも瑞穂市の方を優先にということで提案しておりますので、通・入所された実績を踏まえて、また今後計画を考えていきたい。

それから、これは瑞穂市だけで考えることではございませんので、もつ広域連合の計画の中で、また必要であれば盛り込んでいただくように要望していきたいと考えております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ただいま御答弁をいただきましたが、単刀直入に、もとす広域連合、いわゆる 2 市 1 町ですね。この必要とされるであろうという割合、制度を利用される方と現在の施設数ですね。これは施設も多種多様にわたりますので、その割合ですね。当然中には入所される方で、広域連合以外の市外の方ですね。2 市 1 町以外の市外の方も利用されております。これは公助という部分では当然あるべき姿であろうと思いますが、先ほど保育所のお話もしましたが、キャパとして、どう考えておるのかということですね。介護保険も、先ほど私が申し上げたように限りがございますので、どこまでもどこまでも施設数をふやせば、当然それにかかる費用、持ち出し分の市負担、また当事者であられる保険料が高くなるということで、市民の皆さんにも御負担がかかる、いわゆる予防をすることによって、かかる費用の増大、抑制を図るということが必要だと思います。キャパについて、それを最後にお尋ねさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 何回も申し上げますけれども、前のときにもちょっと申し上げましたけれども、やはりもとす広域連合の中でそういう待機の方ですね。今、数字をこちらに持ち合わせておりませんけれども、その中で、今度建てられます二つの施設が建つ計画が認められたと私の方は認識しておりますので、今後におきまして、その伸び率も、やはり瑞穂市だけではなくて、もとす広域連合の中でどういう施設が要るかということを考えていかなきゃいけないと考えております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） これをもちまして、すべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で森治久君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日予定していました一般質問はすべて終了しました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午後 6 時 04 分